



平成19年3月期

中間決算短信(連結)

平成18年11月17日

上場会社名 株式会社 滋賀銀行

上場取引所

東・大

コード番号 8366

本店所在都道府県

滋賀県

(URL http://www.shigagin.com)

代表者 役職名 取締役頭取 氏名 高田 紘一

問合せ先責任者 役職名 総合企画部
主計室長 氏名 今井 信一郎

TEL (077) 521-2205

中間決算取締役会開催日 平成18年11月17日

特定取引勘定設置の有無 無

親会社等の名称 該当ありません(コード番号:—)

親会社等における当行の議決権所有比率:—%

米国会計基準採用の有無 無

1. 平成18年9月中間期の連結業績(平成18年4月1日～平成18年9月30日)

(1) 連結経営成績

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

	経常収益		経常利益		中間(当期)純利益	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%
平成18年9月中間期	47,864	1.9	8,425	△15.2	4,751	△35.0
平成17年9月中間期	46,975	10.8	9,933	16.6	7,311	41.3
平成18年3月期	93,345	10.4	19,370	23.3	10,209	△11.1

	1株当たり中間 (当期)純利益	潜在株式調整後1株 当たり中間(当期)純利益
	円 銭	円 銭
平成18年9月中間期	17 96	— —
平成17年9月中間期	27 62	— —
平成18年3月期	38 44	— —

(注1) 次ページ(2ページ)に記載しております。

(2) 連結財政状態

	総資産	純資産	自己資本比率	1株当たり 純資産	連結自己資本比率 (国際統一基準)
	百万円	百万円	%	円 銭	%
平成18年9月中間期	4,078,373	253,892	6.2	949 98	11.32
平成17年9月中間期	4,033,814	235,650	5.8	890 31	11.38
平成18年3月期	4,082,911	247,333	6.1	934 66	11.25

(注2) 次ページ(2ページ)に記載しております。

(3) 連結キャッシュ・フローの状況

	営業活動による キャッシュ・フロー	投資活動による キャッシュ・フロー	財務活動による キャッシュ・フロー	現金及び現金同等物 中間期末(期末)残高
	百万円	百万円	百万円	百万円
平成18年9月中間期	△51,500	49,958	△850	49,794
平成17年9月中間期	54,492	△80,869	△719	38,787
平成18年3月期	△42,977	30,737	△1,463	52,186

(4) 連結範囲及び持分法の適用に関する事項

連結子会社数 14社 持分法適用非連結子会社数 1社 持分法適用関連会社数 1社

(5) 連結範囲及び持分法の適用の異動状況

連結(新規) 1社 (除外) 1社 持分法(新規) 1社 (除外) 1社

2. 平成19年3月期の連結業績予想(平成18年4月1日～平成19年3月31日)

通 期	経常収益	経常利益	当期純利益
	百万円	百万円	百万円
	94,000	16,000	8,200

(参考) 1株当たり予想当期純利益(通期) 30円87銭

(注3) 次ページ(2ページ)に記載しております。

- (注1) ① 持分法投資損益 平成18年9月中間期 一百万円 平成17年9月中間期 一百万円 平成18年3月期 一百万円
- ② 期中平均株式数(連結)
- | | | | | | |
|------------|--------------|------------|--------------|----------|--------------|
| 平成18年9月中間期 | 264,555,306株 | 平成17年9月中間期 | 264,727,771株 | 平成18年3月期 | 264,681,013株 |
|------------|--------------|------------|--------------|----------|--------------|
- ③ 会計処理の方法の変更 無
- ④ 経常収益、経常利益、中間(当期)純利益におけるパーセント表示は、対前年同期増減率
- ⑤ 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益は、潜在株式がないので記載しておりません。

- (注2) ① 期末発行済株式数(連結)
- | | | | | | |
|------------|--------------|------------|--------------|----------|--------------|
| 平成18年9月中間期 | 264,516,426株 | 平成17年9月中間期 | 264,684,366株 | 平成18年3月期 | 264,585,768株 |
|------------|--------------|------------|--------------|----------|--------------|
- ② 17年9月中間期ならびに18年3月期の純資産の金額は、従来の「資本の部」に相当する金額を記載しております。
- ③ 当中間連結会計期間から、「自己資本比率」は、(中間期末純資産の部合計－中間期末新株予約権－中間期末少数株主持分)を中間期末資産の部の合計で除して算出しております。
- ④ 「連結自己資本比率(国際統一基準)」は、「銀行法第14条の2の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件(平成5年大蔵省告示第55号)」に基づき算出しております。

(注3) 上記の予想の前提条件その他の関連する事項については、添付資料の8～9ページを参照してください。

企業集団の状況

1. 企業集団の事業の内容

当行グループは、当行、連結子会社14社(うち代理店4か店)、非連結子会社3社で構成され、銀行業を中心に、リース・投資(ベンチャーキャピタル)事業、クレジットカード事業、事務代行業業、信用保証事業等の金融サービスを提供しております。

なお、当行グループの事業に係る位置づけは次のとおりであります。

[銀行業]

当行の本店ほか支店103か店(うち国内102か店、香港1か店)、出張所26か店、代理店4か店(全て連結子会社)においては、預金、貸出、内国為替、外国為替、有価証券投資等の業務またはその取次ぎ業務を行い、地域に根ざした営業を展開するなかで、IT(情報技術)を駆使した営業力強化に特に注力しております。

[リース・投資事業]

ファイナンス・リース、割賦販売等の業務及びベンチャー企業への投資業務等を行っております。

[クレジットカード事業]

クレジットカード、キャッシング等の業務を行っております。

[事務代行業業]

文書等の保管・管理、店舗外現金自動設備の保守・管理、担保不動産の評価、データ処理等銀行業務の周辺業務を行っております。

[信用保証事業]

当行の住宅ローン等の保証業務を行っております。

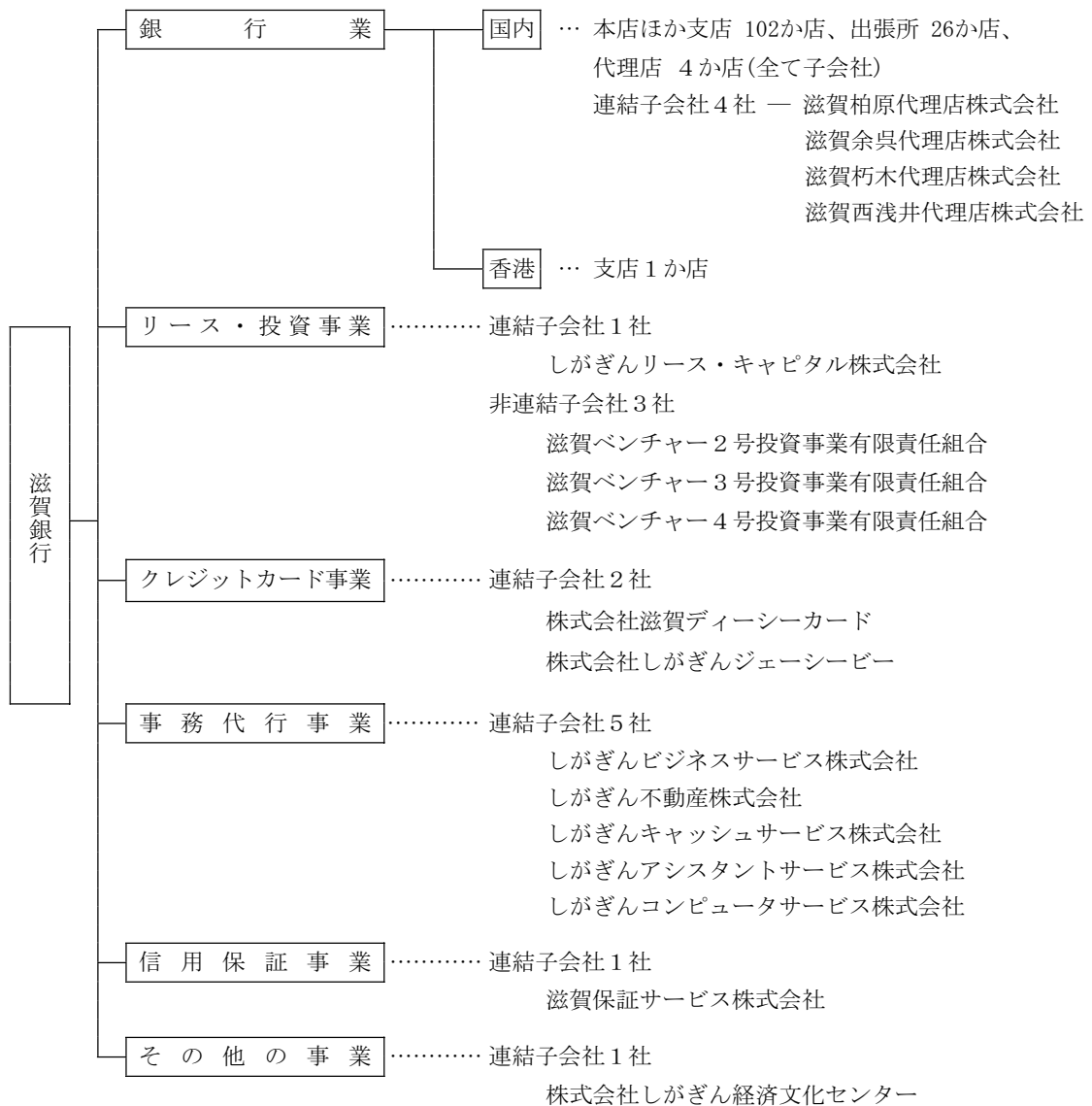
[その他の事業]

企業経営等に関するコンサルティング業務等を行っております。

2. 企業集団の事業系統図

以上述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。

子会社は連結子会社14社、非連結子会社(持分法非適用)3社であります。なお、関連会社はありません。



経 営 方 針

1. 経営の基本方針

当行グループは、中堅・中小企業ならびに個人のお客さまを中心に据え、お客さまや地域との「共存共栄」を図りながら、地域社会の発展に多面的に貢献することをめざしております。その実現のため、「マーケット・イン」（お客さま本位）の考えに立ち、「3つのC」①Consolidation（粗利益の増加）、②Credit Risk（損失の抑制）、③Cost Control（経費の削減）の実践により盤石な経営基盤を確立するとともに、「環境経営」（「クリーンバンクしがぎん」）を基軸とした広範囲な取り組みにより、企業の社会的責任（CSR）を果たしてまいります。

2. 利益配分に関する基本方針

当行は、お客さまや地域との「共存共栄」を柱に、経営の健全性、透明性の確保に努めるとともに、一段と厳しさを増す経営環境に備えて内部留保の充実と財務体質の強化を図りながら、株主の皆さまへの安定的な配当を継続することを基本方針としておりますが、当中間期の配当金につきましては、株主の皆さまの日頃のご支援にお応えするため、前期末配当金と同様、1株当たり3円といたします。

なお、内部留保金につきましては、お客さまのニーズに一層お応えするため、「IT」を活用した新しいビジネスモデルの構築や新商品・新サービスの開発など、より効率的、効果的な投資に充当して、収益力の向上に努め、経営基盤の一層の強化を図ってまいります。

3. 投資単位の引き下げに関する考え方および方針等

当行は、投資単位の引き下げにつきまして、株式市場において個人投資家の参加を促すための有効な施策のひとつとして認識しておりますが、引き下げの実施につきましては、株価の状況や市場環境並びに引き下げの効果等を勘案しつつ、適宜検討してまいりたいと考えております。

4. 目標とする経営指標

当行は、平成16年度からスタートした新世紀第2次長期経営計画（3年間）において具体的な挑戦指標として、自己資本比率（BIS基準）など下記の6項目を掲げ、その実現に向け取り組んでまいります。

目標とする経営指標	＜平成19年3月期＞目標	＜平成18年9月期＞実績
ROE（単体）	5%以上	3.69%
OHR（単体）	60%以下	70.81%
連結自己資本比率	11%以上	11.32%
連結Tier1比率	8%以上	7.73%
不良債権比率（単体）	* 2%台	2.54%
CSR取組項目（単体）	地球温暖化ガス（CO ₂ ）排出量6%削減	9.58%

* 新世紀第2次長期経営計画の目標は3%台（平成17年3月末）で、既に達成していることから、「地域密着型金融推進計画」（平成17年8月公表）において掲げた目標値を記載しております。

5. 中長期的な経営戦略

当行は、これまで取り組んできた諸施策を集大成し、よりたくましい滋賀銀行を創造するため、「ビジネスモデルの変革による収益力の強化」をメインテーマに掲げた新世紀第2次長期経営計画(期間：3年間、平成16年4月～平成19年3月)を実行しております。

今次長計では、単に”お金を貸すビジネス”から”知恵と親切を提供するビジネス”への転換を図り、地域社会との真の「共存共栄」を実現するため、これまで築き上げてきたリスク管理手法やIT基盤をもとに、「新営業店システム」、「住宅ローン自動審査システム」などを導入しました。また営業推進チャネルを明確化し、顧客セグメント別の営業体制を再構築するなど、従来型のビジネスモデルからより付加価値が高く、効率的な業務運営に努め、一層の収益力の強化を図ってまいります。

6. 対処すべき課題

量的金融緩和と政策解除に始まる金利正常化の局面に加え、他業の銀行業への参入規制を緩和する「銀行代理店制度の見直し」や、会社経営の近代化を求めた「会社法」の施行など、今後の経営環境は競争が一段と厳しくなり、ますます自己責任原則に基づく独自経営が必要となってくると認識しております。

こうした環境変化に適切に対応するため、当行グループでは今年の経営のキーワードを「**進化**」と定め、さらなる企業価値の向上に次の3つの側面から取り組んでまいります。

第1は、役職員一人ひとりが自己研鑽に一層努力し、それぞれの機能価値、機能度をより「**進化**」させることであります。

第2は、当行グループが提供する商品・サービスの中身を一段と「**深化**」させることであります。「マーケット・イン」(お客さま本位)の考え方を貫き、お客さまの「課題解決」のための商品・サービスのメニューをより充実し、お客さまとの信頼関係をさらに「**深化**」させたいと考えております。

第3は、これらの取り組みを着実に実行することで、当行の「**真価**」(企業価値、存在価値)を一層高めることであります。

今年度は新世紀第2次長期経営計画の最終年度にあたり、挑戦指標として掲げた数値目標の必達に向け、3つのブランドイメージ、すなわち、①「**知恵と親切のしがぎん**」、②「**アジアに強いしがぎん**」、③「**CSR(企業の社会的責任)のしがぎん**」のそれぞれの具体的な取り組みをさらに「**進化**」(深化)させ、収益力の向上に努めてまいります。

加えて、今年度は平成20年稼動予定の「**次期基幹系システム**」構築に向け、安全なシステム移行のためのテストを予定しております。構築のプロセスにおいてはシステムリスクの極小化に努めながら、金融機能の高度化に資するシステムの構築を図ってまいります。

また、平成19年3月期から実施される「**バーゼルⅡ**」(新BIS規制)に向けて、当行グループはこれまで7年間にわたって取り組んでまいりました信用リスク管理の高度化の集大成として、「**内部格付手法**」の採用を目指しております。これにより、リスク管理のさらなる高度化を実現し、当行グループの競争力を一段と強化したいと考えております。

7. 親会社等に関する事項

当行は親会社等を有しておりませんので、本項は記載しておりません。

経営成績及び財政状態

当行グループは、お客さまとの接点となる新しいチャネルの展開や新商品・サービスの提供などに積極的に取り組むなど、地域に密着した営業基盤の拡充と経営の効率化を図ってまいりました。その結果、当中間連結会計期間の経営成績及び財政状態は次のとおりとなりました。

1. 経営成績

平成18年度上半期のわが国経済は、内外需の増加を背景に生産が増加を続けていることに加え、企業の業況感も良好な水準で推移するなど、緩やかな成長の過程をたどりました。一方、金融面では、平成18年7月に、5年ぶりにゼロ金利政策が解除され、本格的な金利正常化のプロセスに入りました。

このような経済・金融環境のもと、当行グループは、新世紀第2次長期経営計画(期間：3年間、平成16年4月～平成19年3月)のメインテーマである「ビジネスモデルの変革による収益力の強化」の実現に向け、「3つのC」①コンソリデーション(Consolidation：粗利益の増加)、②クレジット・リスク(Credit Risk：損失の抑制)、③コスト・コントロール(Cost Control：経費の削減)を基本営業戦略として展開しております。具体的には、経営の効率化を一層推進するとともに、従来の単に『お金を貸すビジネス』から『知恵と親切を提供するビジネス』への転換を図り、付加価値の高い商品・サービスの提供に積極的に取り組んでおります。その結果、当中間連結会計期間の経営成績は、以下のとおりとなりました。

(1) 連結粗利益〔資金利益＋役務取引等利益＋その他業務利益〕

当中間連結会計期間の連結粗利益は、以下に記載のとおり、資金利益を中心に32,211百万円(前中間連結会計期間比△94百万円)となりました。

資金利益は、前中間連結会計期間に比べて713百万円減少し28,604百万円となりました。資金利益が減少した主な要因は、ゼロ金利政策解除に伴う市場金利の上昇により預金金利が上昇し、預金等利息(譲渡性預金利息を含む)が前中間連結会計期間比795百万円増加したためであります。

役務取引等利益は、前中間連結会計期間に比べて623百万円増加し5,209百万円となりました。これは、引き続き投資信託や個人年金保険の販売が好調に推移し、それらに伴う手数料収入が前中間連結会計期間比552百万円増加したことが大きく寄与しております。

その他業務利益は、ほぼ前中間連結会計期間並み(前中間連結会計期間比△3百万円)の△1,602百万円となりました。

(2) 連結実質業務純益〔連結粗利益－営業経費(臨時費用処理分を除く)〕

当中間連結会計期間の営業経費(臨時費用処理分を除く)は、当行の固定資産税の納付方法を従来の分割納付から一括納付に変更したことを主因とする税金の増加、ならびに、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式の改正により従来「その他経常費用」で処理していた連結調整勘定償却を「営業経費」に変更したこと等から前中間連結会計期間に比べて344百万円増加し22,662百万円となりました。

以上の結果、当中間連結会計期間の連結実質業務純益は9,548百万円となり、前中間連結会計期間に比べて438百万円の減益となりました。

(3) 経常利益〔連結実質業務純益－その他経常費用中一般貸倒引当金繰入額＋その他経常損益(不良債権処理額・株式関係損益等)〕

当行では「問題は先送りしない」という方針のもと、従来から厳正な自己査定を実施し不良債権の処理を進めてまいりました。当中間連結会計期間においてもその方針に基づき処理を進めた結果、当中間連結会計期間の与信コスト(＝その他経常費用中一般貸倒引当金繰入額＋不良債権処理額－貸倒引当金等戻入益(ゴルフ会員権に対する引当金の繰入・戻入額を除く))は1,241百万円となりました。なお、前中間連結会計期間の与信コストが△2,282百万円であったことから、前中間連結会計期間との比較では3,524百万円の増加とな

りました。

また、当中間連結会計期間の株式関係損益(=売却益-売却損-償却)は2,204百万円で、前中間連結会計期間に比べて1,177百万円の増加となりました。

以上のとおり、主として与信コストの増加により、当中間連結会計期間の経常利益は8,425百万円で前中間連結会計期間に比べて1,507百万円の減益となりました。

(4) 中間純利益〔経常利益+特別損益-税効果会計適用による法人税等の税負担額(法人税、住民税及び事業税+法人税等調整額)-少数株主利益〕

当中間連結会計期間の特別損益は、特別利益に計上している貸倒引当金等戻入益が前中間連結会計期間比1,802百万円減少の1,445百万円に、同じく償却債権取立益が811百万円減少の399百万円となる一方で、特別損失に計上している減損損失が592百万円減少の2,261百万円となったことを主因として、前中間連結会計期間比1,956百万円減少の△464百万円となりました。

これにより、当中間連結会計期間の税金等調整前中間純利益は7,960百万円で、前中間連結会計期間に比べて3,464百万円の減益となりました。

なお、当中間連結会計期間の税効果会計適用後の法人税等の負担額(「法人税、住民税及び事業税」と「法人税等調整額」の合計)は3,090百万円(税金等調整前中間純利益に対する負担割合は38.81%)、少数株主利益は119百万円であります。

以上より、当中間連結会計期間の中間純利益は4,751百万円で、前中間連結会計期間に比べて2,560百万円の減益となりました。

(5) 今後の見通し

当連結会計年度(平成19年3月期)通期の経営成績は、景気は緩やかな回復傾向が持続しているものの、原油価格の高止まりや原材料価格・仕入価格の上昇による企業収益減少の懸念や、足許の消費者物価の動向から当面は低金利政策の継続が予想されることなどを踏まえ、通期の連結経常収益を940億円(平成18年5月19日公表の当初見込比80億円増加)、連結経常利益を160億円(同比変更なし)、連結当期純利益を82億円(同比変更なし)と見込んでおります。

2. 財政状態

(1) 主要勘定の概況

当中間連結会計期間の預金等(譲渡性預金を含む)の期中平均残高は、個人預金を中心に前中間連結会計期間に比べ、20,009百万円増加(増加率0.55%)して3,613,794百万円(うち預金は3,494,195百万円)となりました。

一方、資金運用の要である貸出金の期中平均残高は、消費者向け貸出の増加に加え、企業の資金需要も順調に回復し事業性貸出も堅調に推移したことから、2,396,892百万円となり前中間連結会計期間に比べて99,341百万円の増加(増加率4.32%)となりました。

また、有価証券運用の期中平均残高は前中間連結会計期間比92,321百万円減少(減少率6.48%)の1,331,976百万円となりました。

なお、当中間連結会計期間末における連結ベースのリスク管理債権残高は63,069百万円で前連結会計年度末に比べて11,656百万円の減少、総貸出金残高に占める比率は2.62%で前連結会計年度末に比べて0.52%の低下となりました。

当行は、お客さまから安心してお取引いただける銀行であるべく、引き続き資産の健全性確保に努めるとともに、収益力の強化による自己資本の増強に一層努力してまいります。

当連結会計年度(平成19年3月期)通期の主要勘定につきましては、預金等(譲渡性預金を含む)の期中平均残高は前連結会計年度比152億円増加(増加率0.42%)の3兆6,045億円、貸出金の期中平均残高は住宅ローン

を中心とする消費者向け貸出の増加に加えて事業性貸出についても堅調な推移を見込み、前連結会計年度比1,039億円増加(増加率4.49%)の2兆4,190億円を予想しております。

(2) 自己資本の状況

当中間連結会計期間末の連結自己資本比率(銀行法第14条の2の規定に基づく大蔵省告示に定められた算式に基づき算出した連結自己資本比率)は11.32%で、前連結会計年度末の11.25%から0.07%の上昇となりました。自己資本比率上昇の主な要因は、利益の積み上げによる自己資本(T i e r 1)の増加であります。

なお、当中間連結会計期間末の繰延税金資産の連結貸借対照表計上額は296百万円(前連結会計年度末比24百万円の増加)で中核的自己資本(連結自己資本比率算出におけるTier1額 189,217百万円)に対する繰延税金資産の比率は0.15%、また、当中間連結会計期間の実質業務純益に対する比率も僅少であります。したがって、計上している繰延税金資産の残高は、自己資本の額、収益力双方からみても全く問題のない水準であると認識しておりますが、バランスシートの健全性の観点から、引き続き繰延税金資産の残高削減に努力してまいります。

(3) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間における連結ベースの現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、前中間連結会計期間末に比べ11,007百万円増加し、当中間連結会計期間末には49,794百万円となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当中間連結会計期間中の営業活動による資金は51,500百万円の減少(前中間連結会計期間比△105,993百万円)となりました。資金が減少した主な要因は、預金ならびに譲渡性預金等の資金調達勘定が減少する一方で、貸出金ならびにコールローン等の資金運用勘定が大幅に増加したことによるものであります。なお、営業活動での不足資金は、主として有価証券の売却や償還によって得た資金(投資活動によるキャッシュ・フロー)で賄いました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当中間連結会計期間中の投資活動によって得た資金は49,958百万円であり、前中間連結会計期間に比べ130,827百万円の増加となりました。増加の主な要因は、有価証券取得資金の減少と有価証券の売却ならびに償還による収入の増加であります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当中間連結会計期間中に財務活動の結果使用した資金は、主として配当金の支払により850百万円となり、前中間連結会計期間に比べ131百万円の増加となりました。増加の主な要因は、前期末配当金を1株当たり50銭増配し、配当金の支払額が増加したためであります。

3. 事業等のリスク

当行及び当行グループ(以下「当行」という。)の事業その他に関するリスクについて、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる主な事項を記載しております。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項についても、投資者の投資判断上、重要であると考えられる事項については、投資者に対する積極的な情報開示の観点から以下に開示しております。なお、当行は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める所存であります。

本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は当中間連結会計期間末現在において判断したものであります。

(1) 貸出金等信用供与に関するリスク

① 予想を上回る貸倒の発生

当行は、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)以外の債務者に係る債権については、貸出先の状況に応じて、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき見積もった貸倒引当金を計上しております。

しかしながら、今後の景気の動向や貸出先の経営状況の変動によっては、実際の貸倒が当該見積りを大幅に上回り、多額の貸倒償却又は引当負担が生じる可能性があります。

② 担保価値の下落

当行は、破綻先・実質破綻先等に係る債権については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除して貸倒引当金を計上または債権額から直接減額(以下「部分直接償却」という。)しております。したがって、当行が貸出金等の担保として取得している不動産や有価証券などの担保価値が下落すると、貸倒引当金の積み増しや部分直接償却の追加が必要となり、当行の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、当行ではバランスシートの健全性の観点から、独自に不良債権のオフバランス化をはじめ、不良債権に対する処置や対応を進めております。この過程において、当行は、不良債権を従来の想定外の時期若しくは方法により、または想定を超えるディスカウント幅で売却したり、想定外の多額の償却をせざるを得なくなる可能性があります。

③ 貸出先への対応

当行は、回収の効率・実効性その他の観点から、貸出先に債務不履行等が生じた場合においても、当行が債権者として有する法的な権利のすべてを必ずしも実行しない場合があります。また、当行がこれらの貸出先に対して債権放棄または追加貸出を行って支援をすることもあり得ます。このような貸出先に対する支援を行った場合は、当行の与信関係費用が増加する可能性があります。

④ 権利行使の困難性

当行は、不動産市場における流動性の欠如または価格の下落、有価証券の価格の下落等の事情により、担保権を設定した不動産若しくは有価証券を換金し、または貸出先の保有するこれらの資産に対して強制執行することが事実上できない可能性があります。

(2) 金利変動に関するリスク

当行の主たる収益源は、預金等による資金調達と貸出金や有価証券を中心とした資金運用による利鞘収入(資金利益)です。これらの資金調達・運用に適用される金利は、契約時点、あるいは変動金利型の場合は契約後の予め定められた金利更改時点の約定期間別(1カ月、3カ月、1年等)の市場金利を基準に決定されますので、当行の資金調達・運用の期間毎の残高構成によっては、金利変動が当行の収益にとってマイナスに作用する可能性があります。

また、当行では、資金運用の相当部分を国債を中心とした債券で運用(会計上は「その他有価証券」に分類)しておりますが、金利の上昇(すなわち債券価格の下落)は、期末時点の時価評価により評価益の減少または評価損の発生を通じて、当行の自己資本の減少要因となります。

(3) 保有株式の株価下落リスク

当行は市場性のある株式を相当額保有しておりますが、大幅な株価下落が発生した場合には、当行が保有する株式に減損または評価損が発生し、当行の業績に悪影響を与えるとともに、自己資本比率の低下を招くおそれがあります。

(4) 自己資本比率に関するリスク

① 自己資本比率が低下するリスク

当行は、海外営業拠点を有しておりますので、連結自己資本比率及び単体自己資本比率を「銀行法第14条の2の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件」(平成5年大蔵省告示第55号)に定められる国際統一基準を採用しております。

現時点における国際統一基準では、自己資本比率を8%以上に維持することが求められておりますが、当行の自己資本比率がこの水準を下回った場合には、金融庁長官から、業務の全部または一部の停止等を含む様々な命令を受けることとなります。なお、当行の自己資本比率に悪影響を与える要因には以下のものが含まれます。

- ・ 債務者の信用力悪化や不良債権の処分に際して生じうる与信関係費用の増加
- ・ 有価証券ポートフォリオの価値の低下
- ・ 当行の既調達劣後債務を同等の条件の劣後債務に借り換えることができない可能性(下記②参照)
- ・ 繰延税金資産の計上にかかる制限(下記③参照)
- ・ 自己資本比率の基準及び算定方法の変更

② 劣後債務の借り換え

一定の要件を満たす劣後債務は、自己資本比率の算出において補完的項目として一定限度内で自己資本の額に算入することができます。当行は、これらの既存の劣後債務の自己資本への算入期限到来に際し、同等の条件の劣後債務に借り換えることができない可能性があります。この場合、当行の自己資本の額は減少し、自己資本比率が低下することとなります。

③ 繰延税金資産計上にかかる制限と最近の議論

現時点のわが国の会計基準では、ある一定の状況において、将来実現すると見込まれる税務上の便益を繰延税金資産として計上することが認められております。

繰延税金資産の計上は、将来減算一時差異の解消スケジュールや、将来の課税所得に関する予測・仮定等に基づいて回収可能性を判断したうえで行っておりますが、当行が将来の課税所得の予測・仮定に基づいて繰延税金資産の一部または全部の回収ができないと判断した場合には、当行の繰延税金資産は減額され、その結果、当行の業績に悪影響を与えるとともに、自己資本比率の低下を招くこととなります。

また、近年、主要行を中心として不良債権処理が加速されたこと等から繰延税金資産が増加していた状況に対して、金融審議会報告書(平成16年6月)において、預金者保護等の観点から繰延税金資産の脆弱性は看過できず自己資本比率規制における繰延税金資産の算入の適正化を行うことが適当とされたことを受け、金融庁は主要行に対して、自己資本比率規制における自己資本のうち基本的項目(Tier 1)に占める繰延税金資産の割合(上限)を18年3月末以降40%、19年3月末以降30%、20年3月末以降20%に段階的に引き下げることとされました。現時点においては、地域金融機関に対しては当面は拡大する予定はないと説明されておりますが、今後、地域金融機関に対しても同様の制限が課された場合には当行の自己資本比率が低下する可能性があります。

(5) 流動性リスク

当行を取り巻く環境の大きな変化や当行の信用力の低下等により、必要な資金が確保できず資金繰りが悪化したり、あるいは通常より著しく不利な条件での資金調達を余儀なくされることで損失を被る可能性があります。

(6) 情報漏洩リスク

当行は、「個人情報の保護に関する法律」の施行（平成17年4月1日）以来、個人情報保護方針を制定するとともに、情報管理の規程等を整備し、また、情報セキュリティ委員会を設置して厳正な情報管理に務めております。しかし、万一情報の漏洩・紛失が発生したり、不正利用された場合等には、当行の信用や業績に悪影響を与える可能性があります。

(7) 事務リスク

当行では、堅確な事務が信用の基本であることを認識し、各業務の事務取扱要領を定め、本部の事務指導などにより事務品質の向上と牽制・検証機能の強化に努めております。しかし、仮に銀行業務の過程で故意または過失による重大な事務事故等が発生した場合には、当行の信用や業績に悪影響を与える可能性があります。

(8) システムリスク

当行は、コンピュータシステムの安全稼働及びシステムに関する情報保護と安全な利用に万全を尽くしております。しかしながら、想定外のコンピュータシステムの障害や誤作動、不正使用等が発生した場合には、当行の信用や業績に悪影響を与える可能性があります。

(9) 法務リスク

取引の法律関係の不確実性によって発生するリスクや将来的な法令等の変更によって、当行の業績に悪影響を与える可能性があります。

(10) 風評リスク

当行に対する中傷や風評等が流布し拡大した場合、その事態によっては、当行の信用や業績に悪影響を与える可能性があります。

(11) 法令等遵守に係るリスク

当行は、各種法令等が遵守されるよう役職員にコンプライアンスの徹底を行っておりますが、万一法令等が遵守されなかった場合には、当行の信用や業績に悪影響を与える可能性があります。

(12) 災害等に係るリスク

地震等の自然災害や、停電等の社会インフラの障害、あるいはテロや犯罪等で、当行の店舗等の施設が被害を被ることにより、当行の業績に悪影響を与える可能性があります。

中間連結財務諸表等

中間連結貸借対照表

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		前連結会計年度の 連結貸借対照表 (平成18年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
現金預け金		39,910	0.99	51,387	1.26	55,324	1.35
コールローン及び 買入手形		9,105	0.23	62,219	1.52	36,412	0.89
買入金銭債権		10,034	0.25	21,541	0.53	21,308	0.52
商品有価証券		633	0.02	721	0.02	340	0.01
金銭の信託		14,193	0.35	13,004	0.32	13,807	0.34
有価証券	※1, 2 9	1,523,726	37.77	1,373,363	33.67	1,426,683	34.94
貸出金	※3, 4 5, 6 7, 8 10	2,290,450	56.78	2,406,417	59.00	2,378,949	58.27
外国為替	※8	4,010	0.10	4,890	0.12	5,272	0.13
その他資産	※9, 11	28,841	0.71	24,012	0.59	30,376	0.74
動産不動産	※12 13, 14	79,854	1.98	—	—	79,069	1.94
有形固定資産	※12 13, 14	—	—	77,610	1.90	—	—
無形固定資産		—	—	6,424	0.16	—	—
繰延税金資産		334	0.01	296	0.01	272	0.01
連結調整勘定		0	0.00	—	—	—	—
支払承諾見返		51,598	1.28	52,071	1.28	52,945	1.30
貸倒引当金		△18,840	△0.47	△15,572	△0.38	△17,822	△0.44
投資損失引当金		△39	△0.00	△15	△0.00	△28	△0.00
資産の部合計		4,033,814	100.00	4,078,373	100.00	4,082,911	100.00

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		前連結会計年度の 連結貸借対照表 (平成18年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)							
預金	※9	3,444,118	85.38	3,487,910	85.52	3,502,102	85.78
譲渡性預金		136,550	3.39	120,051	2.94	122,177	2.99
コールマネー及び 売渡手形		31,506	0.78	24,169	0.59	3,759	0.09
債券貸借取引受入 担保金	※9	35,675	0.88	31,139	0.76	40,188	0.98
借入金	※15	38,231	0.95	39,195	0.96	38,387	0.94
外国為替		61	0.00	104	0.00	93	0.00
その他負債	※9,11	33,722	0.84	36,198	0.89	36,675	0.90
退職給付引当金		7,906	0.20	6,346	0.16	8,079	0.20
その他の偶発損失 引当金		0	0.00	—	—	—	—
繰延税金負債		2,517	0.06	14,328	0.35	15,012	0.37
再評価に係る 繰延税金負債	※12	13,858	0.34	12,923	0.32	13,619	0.33
連結調整勘定		—	—	—	—	21	0.00
負ののれん		—	—	40	0.00	—	—
支払承諾		51,598	1.28	52,071	1.28	52,945	1.30
負債の部合計		3,795,747	94.10	3,824,480	93.77	3,833,062	93.88
(少数株主持分)							
少数株主持分		2,416	0.06	—	—	2,515	0.06
(資本の部)							
資本金		33,076	0.82	—	—	33,076	0.81
資本剰余金		23,962	0.59	—	—	23,962	0.59
利益剰余金		123,501	3.06	—	—	126,089	3.09
土地再評価差額金	※12	14,222	0.35	—	—	13,870	0.34
其他有価証券 評価差額金		41,275	1.02	—	—	50,804	1.24
自己株式		△387	△0.00	—	—	△470	△0.01
資本の部合計		235,650	5.84	—	—	247,333	6.06
負債、少数株主持分 及び資本の部合計		4,033,814	100.00	—	—	4,082,911	100.00

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		前連結会計年度の 連結貸借対照表 (平成18年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(純資産の部)							
資本金		—————	———	33,076	0.81	—————	———
資本剰余金		—————	———	23,964	0.59	—————	———
利益剰余金		—————	———	131,038	3.21	—————	———
自己株式		—————	———	△526	△0.01	—————	———
株主資本合計		—————	———	187,553	4.60	—————	———
その他有価証券 評価差額金		—————	———	50,667	1.24	—————	———
繰延ヘッジ損益		—————	———	219	0.01	—————	———
土地再評価差額金	※12	—————	———	12,843	0.32	—————	———
評価・換算 差額等合計		—————	———	63,730	1.57	—————	———
少数株主持分		—————	———	2,607	0.06	—————	———
純資産の部合計		—————	———	253,892	6.23	—————	———
負債及び純資産 の部合計		—————	———	4,078,373	100.00	—————	———
		—————	———			—————	———

中間連結損益計算書

区分	注記 番号	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
経常収益		46,975	100.00	47,864	100.00	93,345	100.00
資金運用収益		32,204		32,325		66,698	
(うち貸出金利息)		(20,880)		(21,422)		(41,827)	
(うち有価証券利息 配当金)		(11,113)		(10,551)		(24,413)	
役務取引等収益		6,266		7,019		12,978	
その他業務収益		5,593		5,237		9,203	
その他経常収益		2,910		3,282		4,464	
経常費用		37,041	78.85	39,439	82.40	73,975	79.25
資金調達費用		2,893		3,726		6,268	
(うち預金利息)		(1,171)		(1,942)		(2,476)	
役務取引等費用		1,680		1,809		3,459	
その他業務費用		7,193		6,840		14,953	
営業経費		23,430		23,507		45,665	
その他経常費用	※1	1,844		3,555		3,627	
経常利益		9,933	21.15	8,425	17.60	19,370	20.75
特別利益	※2	4,465	9.50	1,844	3.85	6,568	7.04
特別損失	※3,4	2,973	6.33	2,309	4.82	3,917	4.20
税金等調整前 中間(当期)純利益		11,425	24.32	7,960	16.63	22,021	23.59
法人税、住民税 及び事業税		2,545	5.42	4,532	9.47	4,401	4.71
法人税等調整額		1,449	3.09	△1,442	△3.01	7,254	7.77
少数株主利益		118	0.25	119	0.25	156	0.17
中間(当期)純利益		7,311	15.56	4,751	9.92	10,209	10.94

中間連結剰余金計算書

		前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前連結会計年度の 連結剰余金計算書 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)
(資本剰余金の部)			
資本剰余金期首残高		23,962	23,962
資本剰余金増加高		—	—
自己株式処分差益		—	—
資本剰余金減少高		—	—
資本剰余金中間期末(期末)残高		23,962	23,962
(利益剰余金の部)			
利益剰余金期首残高		116,364	116,364
利益剰余金増加高		7,813	11,063
中間(当期)純利益		7,311	10,209
土地再評価差額金取崩額		502	854
利益剰余金減少高		676	1,338
配当金		661	1,323
役員賞与		15	15
利益剰余金中間期末(期末)残高		123,501	126,089

中間連結株主資本等変動計算書

当中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年3月31日残高(百万円)	33,076	23,962	126,089	△470	182,659
中間連結会計期間中の変動額					
剰余金の配当(注)	—	—	△793	—	△793
役員賞与(注)	—	—	△35	—	△35
中間純利益	—	—	4,751	—	4,751
自己株式の取得	—	—	—	△62	△62
自己株式の処分	—	2	—	6	8
土地再評価差額金の取崩	—	—	1,026	—	1,026
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)	—	—	—	—	—
中間連結会計期間中の変動額合計(百万円)	—	2	4,948	△56	4,894
平成18年9月30日残高(百万円)	33,076	23,964	131,038	△526	187,553

	評価・換算差額等				少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計		
平成18年3月31日残高(百万円)	50,804	—	13,870	64,674	2,515	249,849
中間連結会計期間中の変動額						
剰余金の配当(注)	—	—	—	—	—	△793
役員賞与(注)	—	—	—	—	—	△35
中間純利益	—	—	—	—	—	4,751
自己株式の取得	—	—	—	—	—	△62
自己株式の処分	—	—	—	—	—	8
土地再評価差額金の取崩	—	—	△1,026	△1,026	—	—
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)	△136	219	—	82	92	174
中間連結会計期間中の変動額合計(百万円)	△136	219	△1,026	△943	92	4,043
平成18年9月30日残高(百万円)	50,667	219	12,843	63,730	2,607	253,892

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

中間連結キャッシュ・フロー計算書

区分	注記 番号	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度の 連結キャッシュ・ フロー計算書
		(自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
I 営業活動による キャッシュ・フロー				
税金等調整前 中間(当期)純利益		11,425	7,960	22,021
減価償却費		4,756	4,451	9,510
減損損失		2,854	2,261	3,533
連結調整勘定償却額		21	—	43
のれん償却額		—	18	—
貸倒引当金の増加額		△4,210	△2,249	△5,229
投資損失引当金の増加額		△17	△13	△27
その他の偶発損失引当金の 増加額		△0	—	△1
退職給付引当金の増加額		315	△1,732	489
資金運用収益		△32,204	△32,325	△66,698
資金調達費用		2,893	3,726	6,268
有価証券関係損益(△)		△350	△2,010	1,499
金銭の信託の運用損益(△)		△99	20	△247
為替差損益(△)		△7	△1	△15
動産不動産処分損益(△)		112	—	376
固定資産処分損益(△)		—	47	—
貸出金の純増(△)減		28,053	△27,467	△60,445
預金の純増減(△)		△8,669	△14,191	49,314
譲渡性預金の純増減(△)		10,134	△2,125	△4,238
借入金(劣後特約付借入金を 除く)の純増減(△)		△1,006	808	△850
預け金(日銀預け金を除く) の純増(△)減		△786	1,545	△2,801
コールローン等の純増(△)減		12,280	△26,040	△26,299
コールマネー等の純増減(△)		24,611	20,410	△3,135
債券貸借取引受入担保金の 純増減(△)		△22,285	△9,049	△17,772
外国為替(資産)の純増(△)減		1,108	381	△152
外国為替(負債)の純増減(△)		△51	11	△19
資金運用による収入		31,121	31,124	65,472
資金調達による支出		△1,871	△2,640	△4,870
その他		△3,168	△672	△7,392
小計		54,959	△47,750	△41,670
法人税等の支払額		△467	△3,750	△1,307
営業活動による キャッシュ・フロー		54,492	△51,500	△42,977

区分	注記 番号	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度の 連結キャッシュ・ フロー計算書
		(自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
II 投資活動による キャッシュ・フロー				
有価証券の取得による支出		△281,813	△172,114	△408,357
有価証券の売却による収入		116,010	135,821	218,464
有価証券の償還による収入		68,390	92,650	209,188
金銭の信託の増加による支出		△2,004	—	△2,004
金銭の信託の減少による収入		21,960	800	21,964
動産不動産の取得による支出		△3,453	—	△8,575
有形固定資産の取得による支出		—	△5,660	—
動産不動産の売却による収入		39	—	58
有形固定資産の売却による収入		—	0	—
無形固定資産の取得による支出		—	△1,538	—
投資活動による キャッシュ・フロー		△80,869	49,958	30,737
III 財務活動による キャッシュ・フロー				
配当金支払額		△661	△793	△1,323
少数株主への配当金支払額		△2	△2	△2
自己株式の取得による支出		△55	△62	△137
自己株式の売却による収入		—	8	—
財務活動による キャッシュ・フロー		△719	△850	△1,463
IV 現金及び現金同等物に係る 換算差額		5	1	12
V 現金及び現金同等物の 増減(△)額		△27,090	△2,391	△13,690
VI 現金及び現金同等物の 期首残高		65,877	52,186	65,877
VII 現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高		38,787	49,794	52,186

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
1 連結の範囲に関する事項	<p>(1) 連結子会社 14社 主要な連結子会社名は、「企業集団の状況」中、「2. 企業集団の事業系統図」(4ページ)に記載しているため省略しました。</p> <p>(2) 非連結子会社 該当ありません。</p>	<p>(1) 連結子会社 14社 同 左</p> <p>(2) 非連結子会社 会社名 滋賀ベンチャー2号投資事業有限責任組合 滋賀ベンチャー3号投資事業有限責任組合 滋賀ベンチャー4号投資事業有限責任組合 非連結子会社は、その資産、経常収益、中間純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及び繰延ヘッジ損益(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。</p>	<p>(1) 連結子会社 14社 同 左</p> <p>(2) 非連結子会社 該当ありません。</p>
2 持分法の適用に関する事項	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社 該当ありません。</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社 該当ありません。</p> <p>(3) 持分法非適用の非連結子会社 該当ありません。</p>	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社 同 左</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社 同 左</p> <p>(3) 持分法非適用の非連結子会社 会社名 滋賀ベンチャー2号投資事業有限責任組合 滋賀ベンチャー3号投資事業有限責任組合 滋賀ベンチャー4号投資事業有限責任組合 持分法非適用の非連結子会社は、中間純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及び繰延ヘッジ損益(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除外しております。</p>	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社 同 左</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社 同 左</p> <p>(3) 持分法非適用の非連結子会社 該当ありません。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	(4) 持分法非適用の関連会社 該当ありません。	(4) 持分法非適用の関連会社 同 左	(4) 持分法非適用の関連会社 同 左
3 連結子会社の中間決算日(決算日)等に関する事項	連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。 9月末日 14社	連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。 同 左	連結子会社の決算日は次のとおりであります。 3月末日 14社
4 会計処理基準に関する事項	(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法 当行の保有する商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)により行っております。	(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法 同 左	(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法 同 左
	(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 (イ)有価証券の評価は、売買目的有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。 (ロ)当行の保有する有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。 連結子会社の保有する金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は上記(イ)と同じ方法により行っております。	(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 (イ)有価証券の評価は、売買目的有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。 (ロ) 同 左	(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 (イ)有価証券の評価は、売買目的有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。 (ロ) 同 左
		(ハ)当行の保有する「買入金銭債権」中の信託受益権の評価は、上記(イ)と同じ方法により行っております。	(ハ) 同 左

	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 当行のデリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同 左	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同 左
	(4) 減価償却の方法 ① 動産不動産 当行の動産不動産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 3年～50年 動産 3年～20年 連結子会社の動産不動産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。 ② ソフトウェア 自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結子会社で定める利用可能期間(主として5年)に基づく定額法により償却しております。	(4) 減価償却の方法 ① 有形固定資産 当行の有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 3年～50年 動産 3年～20年 連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。 ② 無形固定資産 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結子会社で定める利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。	(4) 減価償却の方法 ① 動産不動産 当行の動産不動産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 3年～50年 動産 3年～20年 連結子会社の動産不動産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。 ② ソフトウェア 自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結子会社で定める利用可能期間(主として5年)に基づく定額法により償却しております。

	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p>	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p>	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	<p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は32,854百万円であります。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>	<p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は27,116百万円であります。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>	<p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は26,107百万円であります。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>
	<p>(6) 投資損失引当金の計上基準</p> <p>投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。</p>	<p>(6) 投資損失引当金の計上基準</p> <p>同 左</p>	<p>(6) 投資損失引当金の計上基準</p> <p>同 左</p>
	<p>(7) 退職給付引当金の計上基準</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務</p> <p>その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として10年)による定額法により損益処理</p> <p>数理計算上の差異</p> <p>各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から損益処理</p>	<p>(7) 退職給付引当金の計上基準</p> <p>同 左</p>	<p>(7) 退職給付引当金の計上基準</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。</p> <p>また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務</p> <p>その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として10年)による定額法により損益処理</p> <p>数理計算上の差異</p> <p>各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から損益処理</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	(8) その他の偶発損失引当金の計上基準 その他の偶発損失引当金は、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。	—————	—————
	(9) 外貨建資産・負債の換算基準 当行の外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。	(8) 外貨建資産・負債の換算基準 同 左	(8) 外貨建資産・負債の換算基準 当行の外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。
	(10) リース取引の処理方法 当行並びに連結子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によりしております。	(9) リース取引の処理方法 同 左	(9) リース取引の処理方法 同 左
	(11) 重要なヘッジ会計の方法 (イ)金利リスク・ヘッジ 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する繰延ヘッジによりしております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。	(10) 重要なヘッジ会計の方法 (イ)金利リスク・ヘッジ 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する繰延ヘッジによりしております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。	(10) 重要なヘッジ会計の方法 (イ)金利リスク・ヘッジ 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する繰延ヘッジによりしております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	<p>また、当中間連結会計期間末の中間連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号）を適用して実施してあります多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から3年間にわたって、資金調達費用として期間配分しております。</p> <p>なお、当中間連結会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は66百万円であります。</p> <p>(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する繰延ヘッジによっております。</p>	<p>(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>同 左</p>	<p>また、当連結会計年度末の連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号）を適用して実施してあります多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から3年間にわたって、資金調達費用として期間配分しております。</p> <p>なお、当連結会計年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失はありません。</p> <p>(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>同 左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	<p>ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う資金関連スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。資金関連スワップ取引とは、異なる通貨での資金調達・運用を動機として行われ、当該資金の調達又は運用に係る元本相当額を直物買為替又は直物売為替とし、当該元本相当額に将来支払うべき又は支払を受けるべき金額・期日の確定している外貨相当額を含めて先物買為替又は先物売為替とした為替スワップ取引であります。</p> <p>なお、一部の資産については、金利スワップの特例処理を行っております。</p>		
	<p>(12)消費税等の会計処理 当行並びに連結子会社の消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、動産不動産に係る控除対象外消費税等は当中間連結会計期間の費用に計上しております。</p>	<p>(11)消費税等の会計処理 当行並びに連結子会社の消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間連結会計期間の費用に計上しております。</p>	<p>(11)消費税等の会計処理 当行並びに連結子会社の消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、動産不動産に係る控除対象外消費税等は当連結会計年度の費用に計上しております。</p>
5 中間連結キャッシュ・フロー計算書(連結キャッシュ・フロー計算書)における資金の範囲	<p>中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。</p>	同 左	<p>連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。</p>

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
<p>(固定資産の減損に係る会計基準)</p> <p>固定資産の減損に係る会計基準（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会平成14年8月9日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第6号平成15年10月31日）を当中間連結会計期間から適用しております。これにより経常利益は30百万円増加し、税金等調整前中間純利益は2,823百万円減少しております。</p> <p>なお、銀行業においては、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に基づき減価償却累計額を直接控除により表示しているため、減損損失累計額につきましては、各資産の金額から直接控除しております。</p> <p>—————</p>	<p>—————</p> <p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号平成17年12月9日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日）を当中間連結会計期間から適用しております。</p> <p>当中間連結会計期間末における従来の「資本の部」に相当する金額は251,065百万円であります。</p> <p>なお、当中間連結会計期間における中間連結貸借対照表の純資産の部については、中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則により作成しております。</p>	<p>(固定資産の減損に係る会計基準)</p> <p>固定資産の減損に係る会計基準（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会平成14年8月9日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第6号平成15年10月31日）を当連結会計年度から適用しております。これにより経常利益は60百万円増加し、税金等調整前当期純利益は3,472百万円減少しております。</p> <p>なお、銀行業においては、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に基づき減価償却累計額を直接控除により表示しているため、減損損失累計額につきましては、各資産の金額から直接控除しております。</p> <p>—————</p>

表示方法の変更

前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)
<p>(中間連結貸借対照表関係)</p> <p>従来、投資事業有限責任組合並びに民法上の組合及び匿名組合のうち投資事業有限責任組合に類するものの出資持分は、「その他資産」に含めて表示しておりましたが、「証券取引法等の一部を改正する法律」(平成16年6月9日法律第97号)により当該出資持分が証券取引法上の有価証券と定義されたことに伴い、当中間連結会計期間から「有価証券」に含めて表示しております。</p>	<p>「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第60号平成18年4月28日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する連結事業年度から適用されることになったこと等に伴い、当中間連結会計期間から以下のとおり表示を変更しております。</p> <p>(中間連結貸借対照表関係)</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 純額で繰延ヘッジ利益として「その他負債」に含めて計上していたヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、税効果額を控除のうえ、評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。 (2) 負債の部の次に表示していた「少数株主持分」は、純資産の部に表示しております。 (3) 「動産不動産」は、「有形固定資産」「無形固定資産」又は「その他資産」に区分して表示しております。 (4) 「その他資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」に含めて表示しております。 (5) 負債の部に掲記していた「連結調整勘定」は、「負ののれん」として表示しております。 <p>(中間連結損益計算書関係)</p> <p>連結調整勘定償却は、従来、「経常費用」中「その他経常費用」で処理しておりましたが、当中間連結会計期間からは無形固定資産償却として「経常費用」中「営業経費」に含めております。</p> <p>(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 「連結調整勘定償却額」は「のれん償却額」に含めて表示しております。 (2) 「動産不動産処分損益(△)」は、中間連結貸借対照表の「動産不動産」が「有形固定資産」、「無形固定資産」等に区分されたことに伴い、「固定資産処分損益(△)」等として表示しております。 <p>また、「動産不動産の取得による支出」は「有形固定資産の取得による支出」等として、「動産不動産の売却による収入」は「有形固定資産の売却による収入」等として表示しております。</p>

注 記 事 項

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	前連結会計年度末 (平成18年3月31日)
<p>※2 使用貸借又は貸貸借契約により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の社債に1百万円含まれております。</p> <p>※3 貸出金のうち、破綻先債権額は1,819百万円、延滞債権額は24,508百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※4 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は2,335百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※1 有価証券には、非連結子会社の出資金1,453百万円を含んでおります。</p> <p>※2 使用貸借又は貸貸借契約により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の社債に1百万円含まれております。</p> <p>※3 貸出金のうち、破綻先債権額は1,427百万円、延滞債権額は21,193百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※4 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は2,115百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※2 使用貸借又は貸貸借契約により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の社債に1百万円含まれております。</p> <p>※3 貸出金のうち、破綻先債権額は1,510百万円、延滞債権額は24,317百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※4 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は2,251百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p>

前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	前連結会計年度末 (平成18年3月31日)
<p>※5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は49,943百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※6 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は78,605百万円であります。</p> <p>なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>—————</p> <p>※8 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は35,378百万円であります。</p>	<p>※5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は38,333百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※6 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は63,069百万円であります。</p> <p>なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※7 貸出債権証券化(以下「CLO」という。なお、CLOはCollateralized Loan Obligationの略)により、会計上売却処理をした貸出金元本の当中間連結会計期間末残高は16,230百万円であります。なお、当行はCLOの劣後受益権2,811百万円を継続保有し、「貸出金」中の証書貸付に計上しております。</p> <p>※8 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は36,323百万円であります。</p>	<p>※5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は46,646百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※6 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は74,725百万円であります。</p> <p>なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※7 貸出債権証券化(以下「CLO」という。なお、CLOはCollateralized Loan Obligationの略)により、会計上売却処理をした貸出金元本の当連結会計年度末残高は16,240百万円あります。なお、当行はCLOの劣後受益権2,821百万円を継続保有し、「貸出金」中の証書貸付に計上しております。</p> <p>※8 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は35,343百万円あります。</p>

前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	前連結会計年度末 (平成18年3月31日)
<p>※9 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <p>有価証券 143,532百万円</p> <p>担保資産に対応する債務</p> <p>預金 11,311百万円</p> <p>債券貸借取引 35,675百万円</p> <p>受入担保金</p> <p>その他負債 (運用受託金) 90百万円</p> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券58,642百万円を差し入れております。</p> <p>また、動産不動産のうち保証金権利金は1,214百万円、その他資産のうち先物取引差入証拠金は100百万円であります。</p> <p>なお、手形の再割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した商業手形及び買入外国為替はありません。</p> <p>※10 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、840,752百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が827,797百万円あります。</p>	<p>※9 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <p>有価証券 136,841百万円</p> <p>担保資産に対応する債務</p> <p>預金 2,603百万円</p> <p>債券貸借取引 31,139百万円</p> <p>受入担保金</p> <p>その他負債 (運用受託金) 60百万円</p> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券61,543百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金権利金は955百万円であります。</p> <p>なお、手形の再割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した商業手形及び買入外国為替はありません。</p> <p>※10 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、845,311百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が837,534百万円あります。</p>	<p>※9 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <p>有価証券 143,481百万円</p> <p>担保資産に対応する債務</p> <p>預金 13,024百万円</p> <p>債券貸借取引 40,188百万円</p> <p>受入担保金</p> <p>その他負債 (運用受託金) 60百万円</p> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券61,372百万円を差し入れております。</p> <p>また、動産不動産のうち保証金権利金は1,203百万円、その他資産のうち先物取引差入証拠金は118百万円であります。</p> <p>なお、手形の再割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した商業手形及び買入外国為替はありません。</p> <p>※10 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、829,326百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が817,518百万円あります。</p>

前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	前連結会計年度末 (平成18年3月31日)
<p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※11 ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ利益として「その他負債」に含めて計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は66百万円、繰延ヘッジ利益の総額は312百万円であります。</p> <p>※12 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p>	<p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※12 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p>	<p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※12 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p>

前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	前連結会計年度末 (平成18年3月31日)
<p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額に基づいて、近隣の公示価格を参酌する等合理的な調整を行って算出。</p> <p>※13 動産不動産の減価償却累計額 74,469百万円</p> <p>※14 動産不動産の圧縮記帳額 4,189百万円 (当中間連結会計期間圧縮記帳額 一百万円)</p> <p>※15 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金32,000百万円が含まれております。</p>	<p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額に基づいて、近隣の公示価格を参酌する等合理的な調整を行って算出。</p> <p>※13 有形固定資産の減価償却累計額 75,116百万円</p> <p>※14 有形固定資産の圧縮記帳額 4,168百万円 (当中間連結会計期間圧縮記帳額 一百万円)</p> <p>※15 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金32,000百万円が含まれております。</p>	<p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額に基づいて、近隣の公示価格を参酌する等合理的な調整を行って算出。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 22,054百万円</p> <p>※13 動産不動産の減価償却累計額 73,836百万円</p> <p>※14 動産不動産の圧縮記帳額 4,168百万円 (当連結会計年度圧縮記帳額 一百万円)</p> <p>※15 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金32,000百万円が含まれております。</p>

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)
<p>※1 その他経常費用には、貸出金償却923百万円及び株式等償却11百万円を含んでおります。</p> <p>※2 特別利益は、動産不動産処分益 7百万円、償却債権取立益 1,210百万円、貸倒引当金等取崩額3,247百万円であります。</p> <p>※3 特別損失は、動産不動産処分損119百万円、減損損失2,854百万円であります。</p> <p>※4 当中間連結会計期間において、当行は以下の資産について減損損失を計上しております。 なお、連結子会社の資産のグルーピングについては、全社をひとつの単位とし減損の兆候を判定しておりますが、減損損失の計上はありません。</p>	<p>※1 その他経常費用には、貸出金償却2,664百万円及び株式等償却67百万円を含んでおります。</p> <p>※2 特別利益は、償却債権取立益 399百万円、貸倒引当金等戻入益1,445百万円であります。</p> <p>※3 特別損失は、固定資産処分損 47百万円、減損損失2,261百万円であります。</p> <p>※4 当中間連結会計期間において、当行は以下の資産について減損損失を計上しております。 なお、連結子会社の資産のグルーピングについては、全社をひとつの単位とし減損の兆候を判定しておりますが、減損損失の計上はありません。</p>	<p>※1 その他経常費用には、貸出金償却2,058百万円、株式等償却 29百万円を含んでおります。</p> <p>※2 特別利益には、償却債権取立益2,635百万円、貸倒引当金取崩額3,926百万円を含んでおります。</p> <p>※3 特別損失は、動産不動産処分損384百万円、減損損失3,533百万円であります。</p> <p>※4 当連結会計年度において、当行は以下の資産について減損損失を計上しております。 なお、連結子会社の資産のグルーピングについては、全社をひとつの単位とし減損の兆候を判定しておりますが、減損損失の計上はありません。</p>
<p>(減損損失を認識した資産又は資産グループ及び種類毎の減損損失額)</p> <p>(イ)滋賀県内 主な用途 遊休資産 11カ所 種類 土地・建物 減損損失額 536百万円</p> <p>(ロ)滋賀県内 主な用途 営業用資産 5カ所 種類 土地・建物・動産 減損損失額 264百万円</p> <p>(ハ)滋賀県外 主な用途 営業用資産 1カ所 種類 土地・建物・動産 減損損失額 2,053百万円 上記の資産は、継続的な地価の下落及び営業キャッシュ・フローの低下により、資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。</p>	<p>(減損損失を認識した資産又は資産グループ及び種類毎の減損損失額)</p> <p>(イ)滋賀県内 主な用途 営業用資産 2カ所 種類 土地・建物・動産 減損損失額 85百万円</p> <p>(ロ)滋賀県外 主な用途 営業用資産 1カ所 種類 土地・建物・動産 減損損失額 2,176百万円 上記の資産は、継続的な地価の下落及び営業キャッシュ・フローの低下により、資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。</p>	<p>(減損損失を認識した資産又は資産グループ及び種類毎の減損損失額)</p> <p>(イ)滋賀県内 主な用途 遊休資産 13カ所 種類 土地・建物・動産 減損損失額 1,215百万円</p> <p>(ロ)滋賀県内 主な用途 営業用資産 5カ所 種類 土地・建物・動産 減損損失額 264百万円</p> <p>(ハ)滋賀県外 主な用途 営業用資産 1カ所 種類 土地・建物・動産 減損損失額 2,053百万円 上記の資産は、継続的な地価の下落及び営業キャッシュ・フローの低下により、資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。</p>

<p>前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>
<p>(資産グループの概要及びグルーピングの方法) (イ)資産グループの概要 ①遊休資産 店舗・社宅跡地等 ②営業用資産 営業の用に供する資産 ③共用資産 銀行全体に関連する資産 (本部、事務センター、寮社宅等) (ロ)グルーピングの方法 ①遊休資産 各々が独立した資産としてグルーピング ②営業用資産 原則、営業店単位 ただし、母店との相互補完関係が強い出張所は母店と一緒にグルーピング ③共用資産 銀行全体を一体としてグルーピング (回収可能価額) 当中間連結会計期間の減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額又は使用価値のいずれか高い方の金額であり、正味売却価額は不動産鑑定評価額等より処分費用見込額を控除して、使用価値は将来キャッシュ・フローを5%で割り引いて、それぞれ算定しております。</p>	<p>(資産グループの概要及びグルーピングの方法) (イ)資産グループの概要 ①遊休資産 店舗・社宅跡地等 ②営業用資産 営業の用に供する資産 ③共用資産 銀行全体に関連する資産 (本部、事務センター、寮社宅等) (ロ)グルーピングの方法 ①遊休資産 各々が独立した資産としてグルーピング ②営業用資産 原則、営業店単位 ただし、母店との相互補完関係が強い出張所は母店と一緒にグルーピング ③共用資産 銀行全体を一体としてグルーピング (回収可能価額) 当中間連結会計期間の減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額又は使用価値のいずれか高い方の金額であり、正味売却価額は不動産鑑定評価額等より処分費用見込額を控除して、使用価値は将来キャッシュ・フローを5%で割り引いて、それぞれ算定しております。</p>	<p>(資産グループの概要及びグルーピングの方法) (イ)資産グループの概要 ①遊休資産 店舗・社宅跡地等 ②営業用資産 営業の用に供する資産 ③共用資産 銀行全体に関連する資産 (本部、事務センター、寮社宅等) (ロ)グルーピングの方法 ①遊休資産 各々が独立した資産としてグルーピング ②営業用資産 原則、営業店単位 ただし、母店との相互補完関係が強い出張所は母店と一緒にグルーピング ③共用資産 銀行全体を一体としてグルーピング (回収可能価額) 当連結会計年度の減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額又は使用価値のいずれか高い方の金額であり、正味売却価額は不動産鑑定評価額等より処分費用見込額を控除して、使用価値は将来キャッシュ・フローを5%で割り引いて、それぞれ算定しております。</p>

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

当中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計 年度末株式数 (千株)	当中間連結会計 期間増加株式数 (千株)	当中間連結会計 期間減少株式数 (千株)	当中間連結会計 期間末株式数 (千株)	摘 要
発行済株式					
普通株式	265,450	—	—	265,450	
合 計	265,450	—	—	265,450	
自己株式					
普通株式	864	80	11	933	(注)
合 計	864	80	11	933	

(注) 当中間連結会計期間中の増加は単元未満株式の買取りによる増加、当中間連結会計期間中の減少は単元未満株式の買増請求による減少であります。

2. 配当に関する事項

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり の金額(円)	基準日	効力発生日
平成18年6月27日 定時株主総会	普通株式	793	3	平成18年3月31日	平成18年6月28日

基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

決 議	株式の 種 類	配当の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり の金額(円)	基準日	効力発生日
平成18年11月17日 取締役会	普通株式	793	その他利益 剰余金	3	平成18年 9月30日	平成18年 12月8日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 平成17年9月30日現在	現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 平成18年9月30日現在	現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 平成18年3月31日現在
現金預け金勘定 39,910百万円 定期預け金 △796百万円 その他預け金 △327百万円 現金及び現金同等物 38,787百万円	現金預け金勘定 51,387百万円 定期預け金 △1,000百万円 その他預け金 △592百万円 現金及び現金同等物 49,794百万円	現金預け金勘定 55,324百万円 定期預け金 △2,820百万円 その他預け金 △317百万円 現金及び現金同等物 52,186百万円

(リース取引関係)

リース取引関係の注記事項については、E D I N E Tによる開示を行うため記載を省略しております。

(有価証券関係)

I 前中間連結会計期間末

※1 中間連結貸借対照表の「有価証券」について記載しております。

※2 「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

ただし、該当するものではありません。

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成17年9月30日現在)

該当ありません。

2 その他有価証券で時価のあるもの(平成17年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
株式	104,181	172,602	68,421	70,983	2,561
債券	864,387	868,324	3,937	6,243	2,306
国債	471,477	471,942	464	1,891	1,427
地方債	183,363	186,342	2,978	3,279	301
社債	209,546	210,039	493	1,071	578
その他	445,051	442,178	△2,873	2,106	4,979
合計	1,413,620	1,483,105	69,485	79,333	9,848

(注) 1 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成17年9月30日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	—
その他有価証券	
非上場株式	3,473
公募債以外の内国非上場債券	15,589

II 当中間連結会計期間末

※1 中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権を含めて記載しております。

※2 「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

ただし、該当するものではありません。

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成18年9月30日現在)

該当ありません。

2 その他有価証券で時価のあるもの(平成18年9月30日現在)

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
株式	98,163	199,566	101,403
債券	779,719	772,587	△7,131
国債	408,920	403,521	△5,399
地方債	131,608	131,054	△553
社債	239,190	238,011	△1,178
その他	384,134	375,184	△8,949
合計	1,262,016	1,347,338	85,321

(注) 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

3 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成18年9月30日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	—
その他有価証券	
非上場株式	3,464
公募債以外の内国非上場債券	14,829

Ⅲ 前連結会計年度末

※1 連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」ならびに「買入金銭債権」中の信託受益権を含めて記載しております。

※2 「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」については、財務諸表における注記事項として記載しております。

ただし、該当するものではありません。

1 売買目的有価証券(平成18年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額(百万円)
売買目的有価証券	18,412	235

2 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成18年3月31日現在)

該当ありません。

3 その他有価証券で時価のあるもの(平成18年3月31日現在)

	取得原価(百万円)	連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
株式	100,690	211,659	110,969	111,102	133
債券	824,558	810,525	△14,033	1,411	15,444
国債	425,838	415,861	△9,976	108	10,085
地方債	177,240	175,402	△1,837	955	2,792
社債	221,480	219,261	△2,218	347	2,566
その他	388,945	377,600	△11,345	721	12,066
合計	1,314,194	1,399,785	85,591	113,235	27,644

(注) 1 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

4 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
該当ありません。

5 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)

	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
その他有価証券	172,905	2,767	2,892

6 時価のない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額(平成18年3月31日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	—
その他有価証券	
非上場株式	3,457
公募債以外の内国非上場債券	15,343

7 保有目的を変更した有価証券
該当ありません。

8 その他有価証券のうち満期があるものの償還予定額(平成18年3月31日現在)

	1年以内(百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超(百万円)
債券	94,762	434,284	184,119	112,701
国債	15,046	214,741	85,200	100,873
地方債	14,042	81,231	80,128	—
社債	65,673	138,311	18,790	11,828
その他	13,673	67,731	193,196	52,056
合計	108,436	502,015	377,316	164,758

なお、満期保有目的の債券はありません。

(金銭の信託関係)

I 前中間連結会計期間末

1 満期保有目的の金銭の信託(平成17年9月30日現在)

該当ありません。

2 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成17年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
その他の金銭の信託	3,014	3,014	△0	0	1

(注) 1 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

II 当中間連結会計期間末

1 満期保有目的の金銭の信託(平成18年9月30日現在)

該当ありません。

2 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成18年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)
その他の金銭の信託	3,010	3,004	△5

(注) 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

III 前連結会計年度末

1 運用目的の金銭の信託(平成18年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額(百万円)
運用目的の金銭の信託	10,800	—

2 満期保有目的の金銭の信託(平成18年3月31日現在)

該当ありません。

3 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成18年3月31日現在)

	取得原価(百万円)	連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
その他の金銭の信託	3,011	3,007	△3	2	5

(注) 1 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

(その他有価証券評価差額金)

I 前中間連結会計期間末

○その他有価証券評価差額金(平成17年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	69,484
その他有価証券	69,485
その他の金銭の信託	△0
(△)繰延税金負債	28,096
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	41,388
(△)少数株主持分相当額	113
その他有価証券評価差額金	41,275

II 当中間連結会計期間末

○その他有価証券評価差額金(平成18年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	85,316
その他有価証券	85,321
その他の金銭の信託	△5
(△)繰延税金負債	34,498
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	50,818
(△)少数株主持分相当額	150
その他有価証券評価差額金	50,667

III 前連結会計年度末

○その他有価証券評価差額金(平成18年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	85,587
その他有価証券	85,591
その他の金銭の信託	△3
(△)繰延税金負債	34,608
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	50,979
(△)少数株主持分相当額	174
その他有価証券評価差額金	50,804

(デリバティブ取引関係)

デリバティブ取引関係の注記事項については、E D I N E Tによる開示を行うため記載を省略しております。

セグメント情報

(事業の種類別セグメント情報)

前中間連結会計期間(自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)

	銀行業 (百万円)	リース・ 投資事業 (百万円)	その他 の事業 (百万円)	計 (百万円)	消 去 又 是 全 社 (百万円)	連 結 (百万円)
経常収益						
(1)外部顧客に対する 経常収益	41,934	3,835	1,205	46,975	—	46,975
(2)セグメント間の 内部経常収益	237	125	961	1,324	(1,324)	—
計	42,171	3,961	2,166	48,299	(1,324)	46,975
経常費用	32,685	3,781	1,973	38,441	(1,399)	37,041
経常利益	9,485	179	192	9,858	75	9,933

(注) 1 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2 各事業の主な内容は次のとおりであります。

- (1) 銀行業・・・・・・・・銀行業
- (2) リース・投資事業・・・リース業及びベンチャーキャピタル業
- (3) その他の事業・・・・・・・・クレジットカード、事務代行事業等

当中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	銀行業 (百万円)	リース・ 投資事業 (百万円)	その他 の事業 (百万円)	計 (百万円)	消 去 又 是 全 社 (百万円)	連 結 (百万円)
経常収益						
(1)外部顧客に対する 経常収益	42,770	3,795	1,298	47,864	—	47,864
(2)セグメント間の 内部経常収益	244	113	1,015	1,372	(1,372)	—
計	43,015	3,909	2,313	49,237	(1,372)	47,864
経常費用	35,191	3,677	2,015	40,884	(1,445)	39,439
経常利益	7,823	232	297	8,353	72	8,425

(注) 1 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2 各事業の主な内容は次のとおりであります。

- (1) 銀行業・・・・・・・・銀行業
- (2) リース・投資事業・・・リース業及びベンチャーキャピタル業
- (3) その他の事業・・・・・・・・クレジットカード、事務代行事業等

前連結会計年度(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)

	銀行業 (百万円)	リース・ 投資事業 (百万円)	その他 の事業 (百万円)	計 (百万円)	消 去 又 は 全 社 (百万円)	連 結 (百万円)
経常収益						
(1)外部顧客に対する 経常収益	83,199	7,703	2,442	93,345	—	93,345
(2)セグメント間の 内部経常収益	469	236	1,896	2,602	(2,602)	—
計	83,669	7,940	4,338	95,948	(2,602)	93,345
経常費用	65,007	7,770	3,911	76,688	(2,713)	73,975
経常利益	18,662	169	427	19,259	110	19,370

- (注) 1 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。
 2 各事業の主な内容は次のとおりであります。
 (1) 銀行業・・・・・・・・銀行業
 (2) リース・投資事業・・・リース業及びベンチャーキャピタル業
 (3) その他の事業・・・・クレジットカード、事務代行事業等

(所在地別セグメント情報)

前中間連結会計期間(自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)

全セグメントの経常収益の合計額に占める本邦の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

当中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

全セグメントの経常収益の合計額に占める本邦の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

前連結会計年度(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)

全セグメントの経常収益の合計及び全セグメントの資産の金額の合計額に占める本邦の割合がいずれも90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

(海外経常収益)

前中間連結会計期間(自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)

海外経常収益が連結経常収益の10%未満のため、海外経常収益の記載を省略しております。

当中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

海外経常収益が連結経常収益の10%未満のため、海外経常収益の記載を省略しております。

前連結会計年度(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)

海外経常収益が連結経常収益の10%未満のため、海外経常収益の記載を省略しております。

1 株 当 た り 情 報

		前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
1株当たり純資産額	円	890.30	949.97	934.66
1株当たり中間(当期) 純利益	円	27.61	17.96	38.43
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益	円	—	—	—

(注) 1 「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号平成14年9月25日)が平成18年1月31日付で改正され、会社法施行日以後終了する中間連結会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同適用指針を適用し、1株当たりの純資産額は「繰延ヘッジ損益」を含めて算出しております。これにより、従来の方法に比べ1株当たりの純資産額は82銭増加しております。

2 1株当たり中間(当期)純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
1株当たり中間(当期)純利益				
中間(当期)純利益	百万円	7,311	4,751	10,209
普通株主に帰属しない金額	百万円	—	—	35
うち利益処分による 役員賞与金	百万円	—	—	35
普通株式に係る中間(当期) 純利益	百万円	7,311	4,751	10,174
普通株式の期中平均株式数	千株	264,727	264,555	264,681

3 なお、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額並びに算定上の基礎については、潜在株式がないので記載しておりません。

重要な後発事象

該当ありません。

生産、受注及び販売の状況

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

その他

当行は、優先出資証券の発行を目的として、平成18年10月3日付で英国ケイマン諸島に当行の100%出資子会社「Shiga Preferred Capital Cayman Limited」(資本金600百万円)を設立いたしました。



平成19年3月期

個別中間財務諸表の概要

平成18年11月17日

上場会社名 株式会社 滋賀銀行

上場取引所

東・大

コード番号 8366

本店所在都道府県

滋賀県

(URL http://www.shigagin.com)

代表者 役職名 取締役頭取 氏名 高田 紘一

問合せ先責任者 役職名 総合企画部主計室長 氏名 今井 信一郎 TEL (077) 521-2205

中間決算取締役会開催日 平成18年11月17日

中間配当支払開始日 平成18年12月8日

単元株制度採用の有無 有(1単元 1,000株)

1. 平成18年9月中間期の業績(平成18年4月1日～平成18年9月30日)

(1) 経営成績

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

	経常収益		経常利益	
	百万円	%	百万円	%
平成18年9月中間期	42,981	2.0	7,822	△17.5
平成17年9月中間期	42,136	12.0	9,483	18.5
平成18年3月期	83,602	11.6	18,659	23.9

	中間(当期)純利益		1株当たり中間(当期)純利益	
	百万円	%	円 銭	
平成18年9月中間期	4,604	△36.1	17	41
平成17年9月中間期	7,208	39.4	27	23
平成18年3月期	10,000	△12.4	37	65

(注1) 次ページ(50ページ)に記載しております。

(2) 財政状態

	総資産	純資産	自己資本比率	1株当たり純資産	単体自己資本比率(国際統一基準)	
	百万円	百万円	%	円 銭	%	
平成18年9月中間期	4,063,712	250,414	6.2	946	69	11.29
平成17年9月中間期	4,020,805	235,047	5.8	888	03	11.31
平成18年3月期	4,070,175	246,602	6.1	931	90	11.17

(注2) 次ページ(50ページ)に記載しております。

2. 平成19年3月期の業績予想(平成18年4月1日～平成19年3月31日)

	経常収益	経常利益	当期純利益
通 期	百万円	百万円	百万円
	84,000	15,000	8,000

(参考) 1株当たり予想当期純利益(通期) 30円11銭

(注3) 次ページ(50ページ)に記載しております。

3. 配当状況・現金配当

	1株当たり配当金					年間
	第1四半期末	中間期末	第3四半期末	期末	その他	
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭
平成18年3月期	—	250	—	300	—	550
平成19年3月期(実績)	—	300	—	—	—	—
平成19年3月期(予想)	—	—	—	300	—	600

(注4) 次ページ(50ページ)に記載しております。

(注1) ① 期中平均株式数

平成18年9月中間期 264,555,306株 平成17年9月中間期 264,727,771株 平成18年3月期 264,681,013株

② 会計処理の方法の変更 無

③ 経常収益、経常利益、中間(当期)純利益におけるパーセント表示は、対前年同期増減率

(注2) ① 期末発行済株式数

平成18年9月中間期 264,516,426株 平成17年9月中間期 264,684,366株 平成18年3月期 264,585,768株

② 期末自己株式数

平成18年9月中間期 933,980株 平成17年9月中間期 766,040株 平成18年3月期 864,638株

③ 17年9月中間期ならびに18年3月期の純資産の金額は、従来の「資本の部」に相当する金額を記載しております。

④ 当中間期から、「自己資本比率」は、(中間期末純資産の部合計－中間期末新株予約権)を中間期末資産の部の合計で除して算出しております。

⑤ 「単体自己資本比率(国際統一基準)」は、「銀行法第14条の2の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件(平成5年大蔵省告示第55号)」に基づき算出しております。

(注3) 上記の予想の前提条件その他の関連する事項については、添付資料の8～9ページを参照してください。

(注4) 18年9月中間期末配当金の内訳 記念配当 一円一銭 特別配当 一円一銭

中間財務諸表等

中間貸借対照表

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成17年9月30日)		当中間会計期間末 (平成18年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成18年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
現金預け金		39,892	0.99	51,367	1.26	55,308	1.36
コールローン		9,105	0.23	62,219	1.53	36,412	0.89
買入金銭債権		10,034	0.25	21,541	0.53	21,308	0.52
商品有価証券		633	0.02	721	0.02	340	0.01
金銭の信託		14,179	0.35	12,994	0.32	13,796	0.34
有価証券	※1, 2 9	1,523,295	37.89	1,372,718	33.78	1,426,020	35.04
貸出金	※3, 4 5, 6 7, 8 10	2,300,154	57.21	2,416,042	59.45	2,388,924	58.69
外国為替	※8	4,010	0.10	4,890	0.12	5,272	0.13
その他資産	※9, 11	20,860	0.52	15,783	0.39	22,489	0.55
動産不動産	※12 13, 15	64,484	1.60	—	—	63,878	1.57
有形固定資産	※12 13, 15	—	—	61,324	1.51	—	—
無形固定資産		—	—	6,368	0.16	—	—
支払承諾見返		52,498	1.30	52,771	1.30	53,745	1.32
貸倒引当金		△18,331	△0.46	△15,031	△0.37	△17,317	△0.42
投資損失引当金		△12	△0.00	—	—	△2	△0.00
資産の部合計		4,020,805	100.00	4,063,712	100.00	4,070,175	100.00

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成17年9月30日)		当中間会計期間末 (平成18年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成18年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)							
預金	※9	3,447,547	85.74	3,490,351	85.89	3,505,228	86.12
譲渡性預金		136,550	3.40	120,051	2.95	122,177	3.00
コールマネー		31,506	0.78	24,169	0.59	3,759	0.09
債券貸借取引受入 担保金	※9	35,675	0.89	31,139	0.77	40,188	0.99
借入金	※14	32,000	0.80	32,000	0.79	32,000	0.79
外国為替		61	0.00	104	0.00	93	0.00
その他負債	※11	25,692	0.64	29,177	0.72	29,757	0.73
退職給付引当金		7,850	0.19	6,289	0.15	8,021	0.20
その他の偶発損失 引当金		0	0.00	—	—	—	—
繰延税金負債		2,517	0.06	14,319	0.35	14,983	0.37
再評価に係る 繰延税金負債	※15	13,858	0.34	12,923	0.32	13,619	0.33
支払承諾		52,498	1.31	52,771	1.30	53,745	1.32
負債の部合計		3,785,758	94.15	3,813,297	93.83	3,823,573	93.94
(資本の部)							
資本金		33,076	0.82	—	—	33,076	0.81
資本剰余金		23,942	0.60	—	—	23,942	0.59
資本準備金		23,942		—	—	23,942	
利益剰余金		122,958	3.06	—	—	125,440	3.08
利益準備金		7,184		—	—	7,317	
任意積立金		106,634		—	—	106,634	
中間(当期) 未処分利益		9,139		—	—	11,488	
土地再評価差額金	※15	14,222	0.35	—	—	13,870	0.34
その他有価証券 評価差額金		41,234	1.03	—	—	50,741	1.25
自己株式		△387	△0.01	—	—	△470	△0.01
資本の部合計		235,047	5.85	—	—	246,602	6.06
負債及び 資本の部合計		4,020,805	100.00	—	—	4,070,175	100.00

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成17年9月30日)		当中間会計期間末 (平成18年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成18年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(純資産の部)							
資本金		—————	—————	33,076	0.81	—————	—————
資本剰余金		—————	—————	23,944	0.59	—————	—————
資本準備金		—————	—————	23,942		—————	—————
その他資本剰余 金		—————	—————	2		—————	—————
利益剰余金		—————	—————	130,242	3.21	—————	—————
利益準備金		—————	—————	7,482		—————	—————
その他利益剰余 金		—————	—————	122,760		—————	—————
配当準備金		—————	—————	2		—————	—————
退職慰労積立 金		—————	—————	720		—————	—————
固定資産圧縮 積立金		—————	—————	78		—————	—————
別途積立金		—————	—————	114,532		—————	—————
繰越利益剰余 金		—————	—————	7,425		—————	—————
自己株式		—————	—————	△526	△0.01	—————	—————
株主資本合計		—————	—————	186,738	4.60	—————	—————
その他有価証券評 価差額金		—————	—————	50,613	1.25	—————	—————
繰延ヘッジ損益		—————	—————	219	0.00	—————	—————
土地再評価差額金	※15	—————	—————	12,843	0.32	—————	—————
評価・換算 差額等合計		—————	—————	63,676	1.57	—————	—————
純資産の部合計		—————	—————	250,414	6.17	—————	—————
負債及び 純資産の部合計		—————	—————	4,063,712	100.00	—————	—————

中 間 損 益 計 算 書

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)		当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		前事業年度の 要約損益計算書 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
経常収益		42,136	100.00	42,981	100.00	83,602	100.00
資金運用収益		32,086		32,207		66,450	
(うち貸出金利息)		(20,766)		(21,307)		(41,597)	
(うち有価証券利息 配当金)		(11,110)		(10,547)		(24,395)	
役務取引等収益		5,525		6,204		11,462	
その他業務収益		1,650		1,328		1,307	
その他経常収益		2,874		3,241		4,381	
経常費用		32,652	77.49	35,158	81.80	64,943	77.68
資金調達費用		2,846		3,682		6,182	
(うち預金利息)		(1,171)		(1,943)		(2,476)	
役務取引等費用		1,731		1,883		3,571	
その他業務費用		3,691		3,449		7,746	
営業経費	※1	22,662		22,606		44,096	
その他経常費用	※2	1,720		3,535		3,346	
経常利益		9,483	22.51	7,822	18.20	18,659	22.32
特別利益	※3	4,522	10.74	1,931	4.49	6,641	7.94
特別損失	※4,5	2,973	7.06	2,307	5.37	3,915	4.68
税引前中間 (当期)純利益		11,033	26.19	7,446	17.32	21,384	25.58
法人税、住民税 及び事業税		2,332	5.54	4,264	9.92	4,117	4.93
法人税等調整額		1,492	3.54	△1,422	△3.31	7,266	8.69
中間(当期)純利益		7,208	17.11	4,604	10.71	10,000	11.96
前期繰越利益		1,427		—		1,427	
土地再評価差額金 取崩額		502		—		854	
中間配当額		—		—		661	
中間配当に伴う 利益準備金積立額		—		—		132	
中間(当期)未処分利益		9,139		—		11,488	

中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	株主資本												自株	己式	株資合	主本計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	利益剰余金					利益剰余金合計					
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金										
						配当準備金	退職労積立金	固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金						
平成18年3月31日 残高(百万円)	33,076	23,942	—	23,942	7,317	2	720	78	105,832	11,488	125,440	△470	181,990			
中間会計期間中の 変動額																
剰余金の配当 (注)	—	—	—	—	165	—	—	—	—	△959	△793	—	△793			
別途積立金(注)	—	—	—	—	—	—	—	—	8,700	△8,700	—	—	—			
役員賞与(注)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	△35	△35	—	△35			
中間純利益	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4,604	4,604	—	4,604			
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	△62	△62			
自己株式の処分	—	—	2	2	—	—	—	—	—	—	—	6	8			
土地再評価差額 金の取崩	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,026	1,026	—	1,026			
株主資本以外の項 目の中間会計期間 中の変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
中間会計期間中の 変動額合計 (百万円)	—	—	2	2	165	—	—	—	8,700	△4,063	4,802	△56	4,747			
平成18年9月30日 残高(百万円)	33,076	23,942	2	23,944	7,482	2	720	78	114,532	7,425	130,242	△526	186,738			

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算 差額等合計	
平成18年3月31日 残高(百万円)	50,741	—	13,870	64,612	246,602
中間会計期間中の 変動額					
剰余金の配当 (注)	—	—	—	—	△793
別途積立金(注)	—	—	—	—	—
役員賞与(注)	—	—	—	—	△35
中間純利益	—	—	—	—	4,604
自己株式の取得	—	—	—	—	△62
自己株式の処分	—	—	—	—	8
土地再評価差額 金の取崩	—	—	△1,026	△1,026	—
株主資本以外の項 目の中間会計期間 中の変動額(純額)	△127	—	—	91	91
中間会計期間中の 変動額合計 (百万円)	△127	—	△1,026	△935	3,812
平成18年9月30日 残高(百万円)	50,613	—	12,843	63,676	250,414

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
1 商品有価証券の評価基準及び評価方法	商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)により行っております。	同 左	同 左
2 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) 有価証券の評価は、売買目的有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。</p> <p>(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。</p>	<p>(1) 有価証券の評価は、売買目的有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>(2) 同 左</p> <p>(3) 「買入金銭債権」中の信託受益権の評価は、上記(1)と同じ方法により行っております。</p>	<p>(1) 有価証券の評価は、売買目的有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。</p> <p>(2) 同 左</p> <p>(3) 同 左</p>
3 デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。	同 左	同 左
4 固定資産の減価償却の方法	(1) 動産不動産 動産不動産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。	(1) 有形固定資産 有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。	(1) 動産不動産 動産不動産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用しております。

	前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	<p>なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物 3年～50年 動産 3年～20年</p> <p>(2) ソフトウェア 自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しております。</p>	<p>なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物 3年～50年 動産 3年～20年</p> <p>(2) 無形固定資産 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。</p>	<p>なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物 3年～50年 動産 3年～20年</p> <p>(2) ソフトウェア 自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しております。</p>
5 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p>

	前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	<p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は32,854百万円であります。</p>	<p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は27,116百万円であります。</p>	<p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は26,107百万円であります。</p>
	<p>(2) 投資損失引当金 投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。</p>	<p>—————</p>	<p>(2) 投資損失引当金 投資に対する損失に備えるため、有価証券発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。</p>
	<p>(3) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務 その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により損益処理 数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理</p>	<p>(2) 退職給付引当金 同 左</p>	<p>(3) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。</p> <p>また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務 その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により損益処理 数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理</p>

	前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	(4) その他の偶発損失引当金 その他の偶発損失引当金は、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。	-----	-----
6 外貨建て資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。	同 左	外貨建の資産・負債及び海外支店勘定は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
7 リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	同 左	同 左
8 ヘッジ会計の方法	(イ)金利リスク・ヘッジ 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。	(イ)金利リスク・ヘッジ 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。	(イ)金利リスク・ヘッジ 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

	前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	<p>また、当中間会計期間末の中間貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施しております多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から3年間にわたって、資金調達費用として期間配分しております。</p> <p>なお、当中間会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は66百万円であります。</p> <p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。</p> <p>ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う資金関連スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p>	<p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>同 左</p>	<p>また、当事業年度末の貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施しております多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から3年間にわたって、資金調達費用として期間配分しております。</p> <p>なお、当事業年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失はありません。</p> <p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>同 左</p>

	前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	<p>資金関連スワップ取引とは、異なる通貨での資金調達・運用を動機として行われ、当該資金の調達又は運用に係る元本相当額を直物買為替又は直物売為替とし、当該元本相当額に将来支払うべき又は支払を受けるべき金額・期日の確定している外貨相当額を含めて先物買為替又は先物売為替とした為替スワップ取引であります。</p> <p>なお、一部の資産については、金利スワップの特例処理を行っております。</p>		
9 消費税等の会計処理	<p>消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、動産不動産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。</p>	<p>消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。</p>	<p>消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、動産不動産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。</p>

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
<p>(固定資産の減損に係る会計基準)</p> <p>固定資産の減損に係る会計基準(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第6号平成15年10月31日)を当中間会計期間から適用しております。これにより経常利益は30百万円増加し、税引前中間純利益は2,823百万円減少しております。</p> <p>なお、銀行業においては、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に基づき減価償却累計額を直接控除により表示しているため、減損損失累計額につきましては、各資産の金額から直接控除しております。</p>	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を当中間会計期間から適用しております。</p> <p>当中間会計期間末における従来の「資本の部」に相当する金額は250,195百万円であります。</p> <p>なお、当中間会計期間における中間貸借対照表の純資産の部については、中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則により作成しております。</p>	<p>(固定資産の減損に係る会計基準)</p> <p>固定資産の減損に係る会計基準(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第6号平成15年10月31日)を当事業年度から適用しております。これにより経常利益は60百万円増加し、税引前当期純利益は3,472百万円減少しております。</p> <p>なお、銀行業においては、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に基づき減価償却累計額を直接控除により表示しているため、減損損失累計額につきましては、各資産の金額から直接控除しております。</p>

表示方法の変更

前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)
<p>(中間貸借対照表関係)</p> <p>従来、投資事業有限責任組合並びに民法上の組合及び匿名組合のうち投資事業有限責任組合に類するものの出資持分は、「その他資産」に含めて表示しておりましたが、「証券取引法の一部を改正する法律」(平成16年6月9日法律第97号)により当該出資持分が証券取引法上の有価証券と定義されたことに伴い、当中間会計期間から「有価証券」に含めて表示しております。</p>	<p>(中間貸借対照表関係)</p> <p>「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第60号平成18年4月28日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったこと等に伴い、当中間会計期間から下記のとおり表示を変更しております。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 「利益剰余金」に内訳表示していた「任意積立金」及び「中間未処分利益」は、「その他利益剰余金」の「配当準備金」「退職慰労積立金」「固定資産圧縮積立金」「別途積立金」及び「繰越利益剰余金」として表示しております。 (2) 純額で繰延ヘッジ利益として「その他負債」に含めて計上していたヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、税効果額を控除のうえ評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。 (3) 「動産不動産」は、「有形固定資産」「無形固定資産」又は「その他資産」に区分して表示しております。 (4) 「その他資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」に含めて表示しております。

注 記 事 項

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成17年9月30日)	当中間会計期間末 (平成18年9月30日)	前事業年度末 (平成18年3月31日)
<p>※1 子会社の株式総額 150百万円 なお、本項の子会社は、銀行法第2条第8項に規定する子会社であります。</p> <p>※2 使用貸借又は賃貸借契約により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の社債に1百万円含まれております。</p> <p>※3 貸出金のうち、破綻先債権額は1,766百万円、延滞債権額は24,401百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※4 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は2,300百万円であります。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※1 関係会社の株式(及び出資)総額 2,127百万円</p> <p>※2 使用貸借又は賃貸借契約により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の社債に1百万円含まれております。</p> <p>※3 貸出金のうち、破綻先債権額は1,383百万円、延滞債権額は21,089百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※4 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は2,097百万円あります。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※1 子会社の株式総額 150百万円 なお、本項の子会社は、銀行法第2条第8項に規定する子会社であります。</p> <p>※2 使用貸借又は賃貸借契約により貸し付けている有価証券が、「社債」に1百万円含まれております。</p> <p>※3 貸出金のうち、破綻先債権額は1,469百万円、延滞債権額は24,226百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※4 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は2,233百万円あります。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p>

前中間会計期間末 (平成17年9月30日)	当中間会計期間末 (平成18年9月30日)	前事業年度末 (平成18年3月31日)
<p>※5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は49,826百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※6 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は78,295百万円であります。 なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は35,378百万円であります。</p> <p>※8 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券 143,442百万円 担保資産に対応する債務 預金 11,311百万円 債券貸借取引 35,675百万円 受入担保金 上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券58,642百万円を差し入れております。</p>	<p>※5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は38,277百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※6 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は62,848百万円であります。 なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※7 貸出債権証券化(以下「CLO」という。なお、CLOはCollateralized Loan Obligationの略)により、会計上売却処理をした貸出金元本の当中間会計期間末残高は16,230百万円あります。なお、当行はCLOの劣後受益権2,811百万円を継続保有し、貸出金中の証書貸付に計上しております。</p> <p>※8 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は36,323百万円あります。</p> <p>※9 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券 136,782百万円 担保資産に対応する債務 預金 2,603百万円 債券貸借取引 31,139百万円 受入担保金 上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券61,543百万円を差し入れております。</p>	<p>※5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は46,586百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※6 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は74,516百万円あります。 なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※7 貸出債権証券化(以下「CLO」という。なお、CLOはCollateralized Loan Obligationの略)により、会計上売却処理をした貸出金元本の当事業年度末残高は16,240百万円あります。なお、当行はCLOの劣後受益権2,821百万円を継続保有し、貸出金中の証書貸付に計上しております。</p> <p>※8 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は35,343百万円あります。</p> <p>※9 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券 143,421百万円 担保資産に対応する債務 預金 13,024百万円 債券貸借取引 40,188百万円 受入担保金 上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券61,372百万円を差し入れております。</p>

前中間会計期間末 (平成17年9月30日)	当中間会計期間末 (平成18年9月30日)	前事業年度末 (平成18年3月31日)
<p>また、動産不動産のうち保証金権利金は1,199百万円、その他資産のうち先物取引差入証拠金は100百万円であります。</p> <p>なお、手形の再割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した商業手形及び買入外国為替はありません。</p> <p>※10 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、775,408百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が762,453百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>また、その他資産のうち保証金は946百万円であります。</p> <p>なお、手形の再割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した商業手形及び買入外国為替はありません。</p> <p>※10 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、779,661百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が771,884百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>なお、手形の再割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した商業手形及び買入外国為替はありません。</p> <p>※10 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、763,103百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が751,295百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>

前中間会計期間末 (平成17年9月30日)	当中間会計期間末 (平成18年9月30日)	前事業年度末 (平成18年3月31日)
<p>※11 ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ利益として「その他負債」に含めて計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は66百万円、繰延ヘッジ利益の総額は312百万円であります。</p> <p>※12 動産不動産の減価償却累計額 45,907百万円</p> <p>※13 動産不動産の圧縮記帳額 4,189百万円 (当中間会計期間圧縮記帳額 一百万円)</p> <p>※14 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金32,000百万円が含まれております。</p> <p>※15 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。 再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額に基づいて、近隣の公示価格を参酌する等合理的な調整を行って算出。</p>	<p>—————</p> <p>※12 有形固定資産の減価償却累計額 45,031百万円</p> <p>※13 有形固定資産の圧縮記帳額 4,168百万円 (当中間会計期間圧縮記帳額 一百万円)</p> <p>※14 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金32,000百万円が含まれております。</p> <p>※15 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。 再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額に基づいて、近隣の公示価格を参酌する等合理的な調整を行って算出。</p>	<p>—————</p> <p>※12 動産不動産の減価償却累計額 44,623百万円</p> <p>※13 動産不動産の圧縮記帳額 4,168百万円 (当事業年度圧縮記帳額 一百万円)</p> <p>※14 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金32,000百万円が含まれております。</p> <p>※15 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。 再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額に基づいて、近隣の公示価格を参酌する等合理的な調整を行って算出。 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 22,054百万円</p>

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)																																																																																				
<p>※1 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>建物・動産</td> <td>1,341百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>961百万円</td> </tr> </table> <p>※2 その他経常費用には、貸出金償却919百万円及び株式等償却11百万円を含んでおります。</p> <p>※3 特別利益は、動産不動産処分益7百万円、貸倒引当金等取崩額3,306百万円、償却債権取立益1,209百万円であります。</p> <p>※4 特別損失は、動産不動産処分損118百万円、減損損失2,854百万円であります。</p> <p>※5 当中間会計期間において、以下の資産について減損損失を計上しております。</p> <p>(減損損失を認識した資産又は資産グループ及び種類毎の減損損失額)</p> <p>(イ)滋賀県内</p> <table> <tr> <td>主な用途</td> <td>遊休資産</td> <td>11カ所</td> </tr> <tr> <td>種類</td> <td>土地・建物</td> <td></td> </tr> <tr> <td>減損損失額</td> <td></td> <td>536百万円</td> </tr> </table> <p>(ロ)滋賀県内</p> <table> <tr> <td>主な用途</td> <td>営業用資産</td> <td>5カ所</td> </tr> <tr> <td>種類</td> <td>土地・建物・動産</td> <td></td> </tr> <tr> <td>減損損失額</td> <td></td> <td>264百万円</td> </tr> </table> <p>(ハ)滋賀県外</p> <table> <tr> <td>主な用途</td> <td>営業用資産</td> <td>1カ所</td> </tr> <tr> <td>種類</td> <td>土地・建物・動産</td> <td></td> </tr> <tr> <td>減損損失額</td> <td></td> <td>2,053百万円</td> </tr> </table> <p>上記の資産は、継続的な地価の下落及び営業キャッシュ・フローの低下により、資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。</p>	建物・動産	1,341百万円	その他	961百万円	主な用途	遊休資産	11カ所	種類	土地・建物		減損損失額		536百万円	主な用途	営業用資産	5カ所	種類	土地・建物・動産		減損損失額		264百万円	主な用途	営業用資産	1カ所	種類	土地・建物・動産		減損損失額		2,053百万円	<p>※1 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>建物・動産</td> <td>1,063百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>855百万円</td> </tr> </table> <p>※2 その他経常費用には、貸出金償却2,662百万円及び株式等償却60百万円を含んでおります。</p> <p>※3 特別利益は、貸倒引当金戻入益1,532百万円、償却債権取立益398百万円であります。</p> <p>※4 特別損失は、固定資産処分損46百万円、減損損失2,261百万円であります。</p> <p>※5 当中間会計期間において、以下の資産について減損損失を計上しております。</p> <p>(減損損失を認識した資産又は資産グループ及び種類毎の減損損失額)</p> <p>(イ)滋賀県内</p> <table> <tr> <td>主な用途</td> <td>営業用資産</td> <td>2カ所</td> </tr> <tr> <td>種類</td> <td>土地・建物・動産</td> <td></td> </tr> <tr> <td>減損損失額</td> <td></td> <td>85百万円</td> </tr> </table> <p>(ロ)滋賀県外</p> <table> <tr> <td>主な用途</td> <td>営業用資産</td> <td>1カ所</td> </tr> <tr> <td>種類</td> <td>土地・建物・動産</td> <td></td> </tr> <tr> <td>減損損失額</td> <td></td> <td>2,176百万円</td> </tr> </table> <p>上記の資産は、継続的な地価の下落及び営業キャッシュ・フローの低下により、資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。</p>	建物・動産	1,063百万円	その他	855百万円	主な用途	営業用資産	2カ所	種類	土地・建物・動産		減損損失額		85百万円	主な用途	営業用資産	1カ所	種類	土地・建物・動産		減損損失額		2,176百万円	<p>※1 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>建物・動産</td> <td>2,500百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>1,891百万円</td> </tr> </table> <p>※2 その他経常費用には、貸出金償却2,026百万円及び株式等償却29百万円を含んでおります。</p> <p>※3 特別利益は、動産不動産処分益7百万円、償却債権取立益2,631百万円、貸倒引当金等取崩額4,002百万円であります。</p> <p>※4 特別損失は、動産不動産処分損382百万円、減損損失3,533百万円であります。</p> <p>※5 当事業年度において、以下の資産について減損損失を計上しております。</p> <p>(減損損失を認識した資産又は資産グループ及び種類毎の減損損失額)</p> <p>(イ)滋賀県内</p> <table> <tr> <td>主な用途</td> <td>遊休資産</td> <td>13カ所</td> </tr> <tr> <td>種類</td> <td>土地・建物・動産</td> <td></td> </tr> <tr> <td>減損損失額</td> <td></td> <td>1,215百万円</td> </tr> </table> <p>(ロ)滋賀県内</p> <table> <tr> <td>主な用途</td> <td>営業用資産</td> <td>5カ所</td> </tr> <tr> <td>種類</td> <td>土地・建物・動産</td> <td></td> </tr> <tr> <td>減損損失額</td> <td></td> <td>264百万円</td> </tr> </table> <p>(ハ)滋賀県外</p> <table> <tr> <td>主な用途</td> <td>営業用資産</td> <td>1カ所</td> </tr> <tr> <td>種類</td> <td>土地・建物・動産</td> <td></td> </tr> <tr> <td>減損損失額</td> <td></td> <td>2,053百万円</td> </tr> </table> <p>上記の資産は、継続的な地価の下落及び営業キャッシュ・フローの低下により、資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。</p>	建物・動産	2,500百万円	その他	1,891百万円	主な用途	遊休資産	13カ所	種類	土地・建物・動産		減損損失額		1,215百万円	主な用途	営業用資産	5カ所	種類	土地・建物・動産		減損損失額		264百万円	主な用途	営業用資産	1カ所	種類	土地・建物・動産		減損損失額		2,053百万円
建物・動産	1,341百万円																																																																																					
その他	961百万円																																																																																					
主な用途	遊休資産	11カ所																																																																																				
種類	土地・建物																																																																																					
減損損失額		536百万円																																																																																				
主な用途	営業用資産	5カ所																																																																																				
種類	土地・建物・動産																																																																																					
減損損失額		264百万円																																																																																				
主な用途	営業用資産	1カ所																																																																																				
種類	土地・建物・動産																																																																																					
減損損失額		2,053百万円																																																																																				
建物・動産	1,063百万円																																																																																					
その他	855百万円																																																																																					
主な用途	営業用資産	2カ所																																																																																				
種類	土地・建物・動産																																																																																					
減損損失額		85百万円																																																																																				
主な用途	営業用資産	1カ所																																																																																				
種類	土地・建物・動産																																																																																					
減損損失額		2,176百万円																																																																																				
建物・動産	2,500百万円																																																																																					
その他	1,891百万円																																																																																					
主な用途	遊休資産	13カ所																																																																																				
種類	土地・建物・動産																																																																																					
減損損失額		1,215百万円																																																																																				
主な用途	営業用資産	5カ所																																																																																				
種類	土地・建物・動産																																																																																					
減損損失額		264百万円																																																																																				
主な用途	営業用資産	1カ所																																																																																				
種類	土地・建物・動産																																																																																					
減損損失額		2,053百万円																																																																																				

<p>前中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)</p>
<p>(資産グループの概要及びグルーピングの方法) (イ)資産グループの概要 ①遊休資産 店舗・社宅跡地等 ②営業用資産 営業の用に供する資産 ③共用資産 銀行全体に関連する資産 (本部、事務センター、寮社宅等) (ロ)グルーピングの方法 ①遊休資産 各々が独立した資産としてグルーピング ②営業用資産 原則、営業店単位 ただし、母店との相互補完関係が強い出張所は母店と一緒にグルーピング ③共用資産 銀行全体を一体としてグルーピング (回収可能価額) 当中間会計期間の減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額又は使用価値のいずれか高い方の金額であり、正味売却価額は不動産鑑定評価額等より処分費用見込額を控除して、使用価値は将来キャッシュ・フローを5%で割り引いて、それぞれ算定しております。</p>	<p>(資産グループの概要及びグルーピングの方法) (イ)資産グループの概要 ①遊休資産 店舗・社宅跡地等 ②営業用資産 営業の用に供する資産 ③共用資産 銀行全体に関連する資産 (本部、事務センター、寮社宅等) (ロ)グルーピングの方法 ①遊休資産 各々が独立した資産としてグルーピング ②営業用資産 原則、営業店単位 ただし、母店との相互補完関係が強い出張所は母店と一緒にグルーピング ③共用資産 銀行全体を一体としてグルーピング (回収可能価額) 当中間会計期間の減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額又は使用価値のいずれか高い方の金額であり、正味売却価額は不動産鑑定評価額等より処分費用見込額を控除して、使用価値は将来キャッシュ・フローを5%で割り引いて、それぞれ算定しております。</p>	<p>(資産グループの概要及びグルーピングの方法) (イ)資産グループの概要 ①遊休資産 店舗・社宅跡地等 ②営業用資産 営業の用に供する資産 ③共用資産 銀行全体に関連する資産 (本部、事務センター、寮社宅等) (ロ)グルーピングの方法 ①遊休資産 各々が独立した資産としてグルーピング ②営業用資産 原則、営業店単位 ただし、母店との相互補完関係が強い出張所は母店と一緒にグルーピング ③共用資産 銀行全体を一体としてグルーピング (回収可能価額) 当事業年度の減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額又は使用価値のいずれか高い方の金額であり、正味売却価額は不動産鑑定評価額等より処分費用見込額を控除して、使用価値は将来キャッシュ・フローを5%で割り引いて、それぞれ算定しております。</p>

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数 (千株)	当中間会計期間 増加株式数 (千株)	当中間会計期間 減少株式数 (千株)	当中間会計期間 末株式数 (千株)	摘 要
自己株式					
普通株式	864	80	11	933	(注)
合 計	864	80	11	933	

(注) 当中間会計期間中の増加は単元未満株式の買取りによる増加、当中間会計期間中の減少は単元未満株式の買増請求による減少であります。

(リース取引関係)

リース取引関係の注記事項については、E D I N E Tによる開示を行うため記載を省略しております。

(有価証券関係)

○子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

前中間会計期間末(平成17年9月30日現在)、当中間会計期間末(平成18年9月30日現在)、前事業年度末(平成18年3月31日現在)とも、該当ありません。

重 要 な 後 発 事 象

該当ありません。